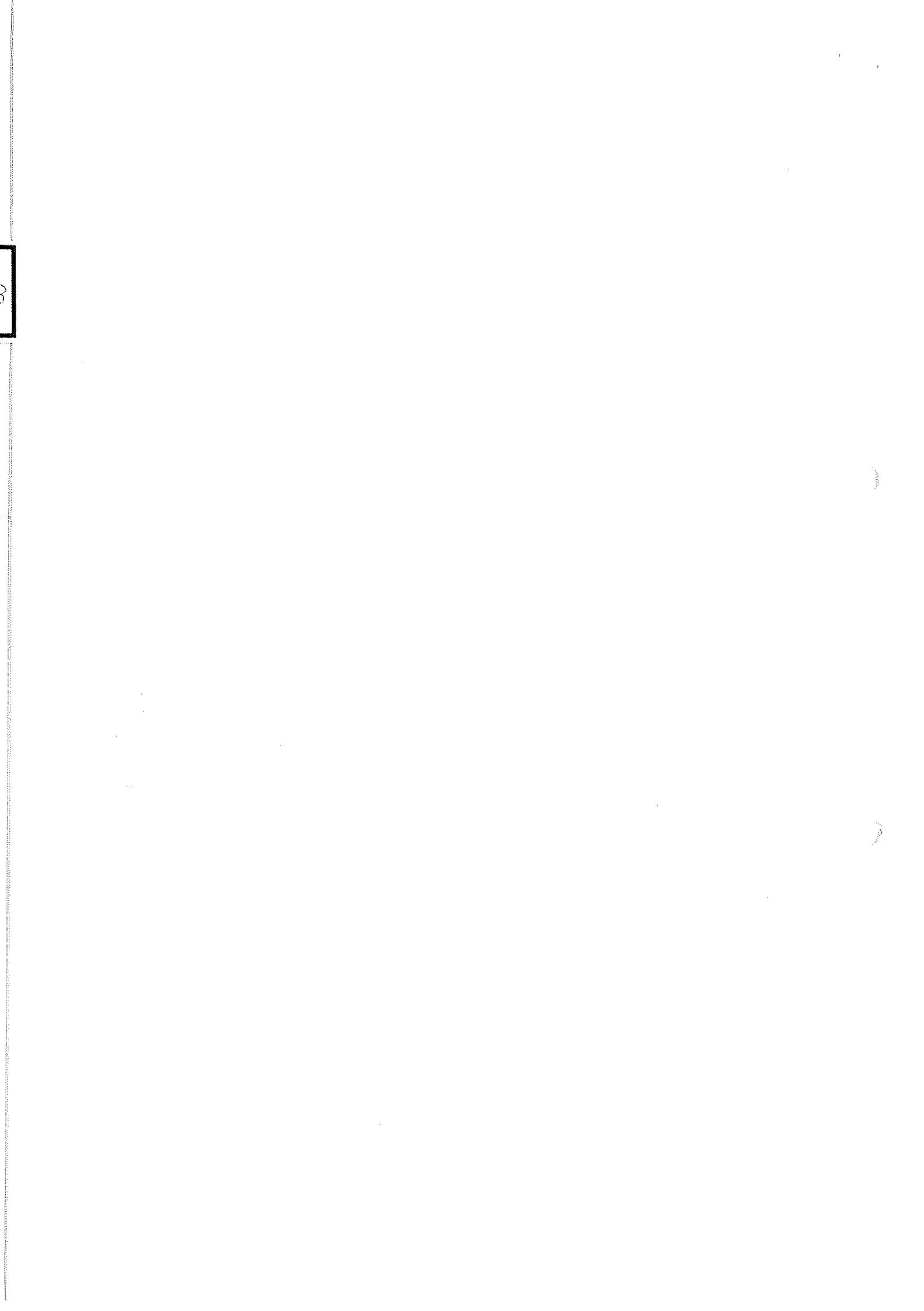
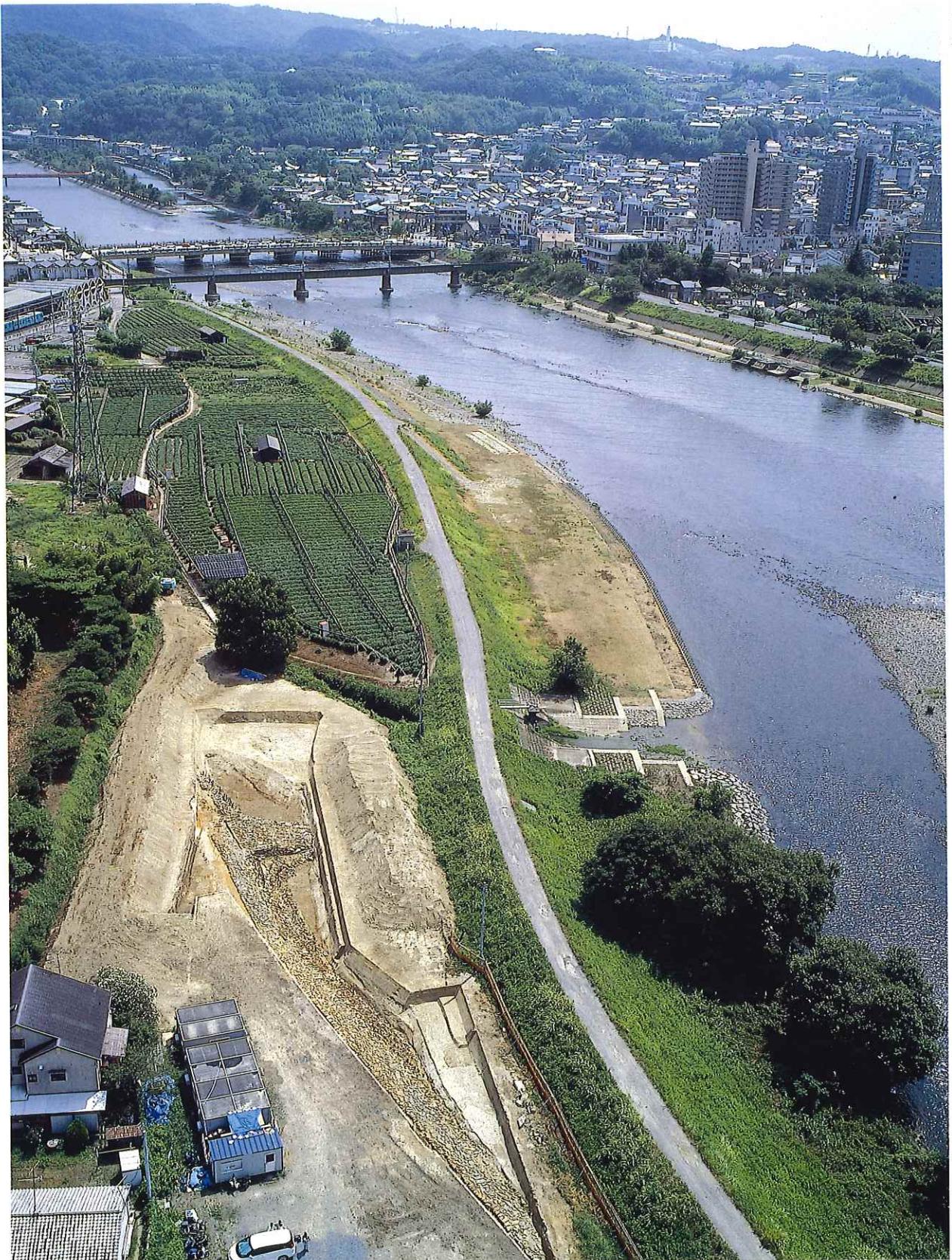


宇治川太閤堤跡発掘調査報告書

2009

宇治市教育委員会





調査地上空写真（北から）



A0701 トレンチ護岸遺構 SX01 全景（北から）



1. B0701 トレンチ護岸遺構 SX01 全景（北西から）



2. A0801 トレンチ庭園遺構 SG02 全景（南西から）



序

宇治市では、現在、「源氏物語のまちづくり」をテーマに総合的な街づくり事業に取り組んでいます。これは、宇治に継承されてきた文化遺産を核にして、歴史と文化に薫る「ふるさと宇治」の創造を目指すものです。このまちづくりテーマの背景には、宇治がその舞台ともなっている『源氏物語』宇治十帖をイメージソースとしつつ、具体的には平等院や宇治上神社などの平安期の文化遺産が醸し出す文化的景観があります。

宇治の華やかな平安王朝時代は、この土地を特色付ける歴史的な一断面であることに違いはありませんが、さらに豊かな宇治の歴史性はその前後の時代を広く含み込み、様々な歴史的相貌を見せてています。古くは記紀に登場する菟道稚郎子説話と古墳文化、大化二年架橋を伝える宇治橋と源平期における合戦の数々、新しくは鎌倉期の茶栽培開始と宇治茶の興隆、隱元禪師の渡来と萬福寺の創建などがその事例でしょうか。

そして今回、具体像が初めて明らかとなった太閤堤跡も、宇治の歴史を特徴付ける重要なファクターであり、さらには天下人豊臣秀吉が行ったわが国の本格的治水工事の嚆矢として、歴史上重要な文化遺産であります。発掘された太閤堤跡の内容につきましては、本書に概要を報告したところですが、治水の機能を果たすなかで築造当時の姿が失われる運命にある治水遺跡にあって、図らずも砂層に埋没した当時の石積護岸が迫力ある姿で、しかも400m近い長大さで発見される稀有の事例となりました。さらには護岸の形態も場所に応じて違え、水流に対抗する堅固な石出し等の施設を構える様相は、桃山時代に発達した高度な土木技術が存分に投入されていることを窺わせます。

今回の発掘調査は、土地区画整理事業に伴う緊急発掘という性格で開始しましたが、遺跡の内容が明らかになるにつれ、関係機関・各位のご協力とご支援の中で、国庫補助金の交付をいただき保存を目指す発掘へと進むことができました。今後は、遺跡の保存と整備活用について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

末筆になりましたが、この発掘調査の実施にあたってご理解とご協力をいただきました京阪電鉄不動産株式会社、睦備建設株式会社をはじめとする地権者各位、また専門的なご指導をいただきました文化庁、京都府教育委員会をはじめとする関係機関、関係各位、ご支援をいただきました市民各位に対して厚くお礼を申し上げます。

平成21年1月

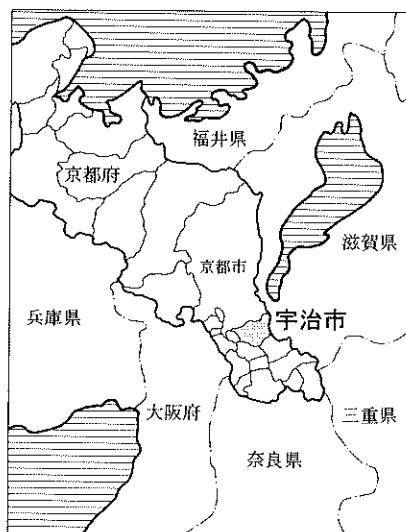
宇治市教育委員会

教育長 石 田 肇

例　　言

1. 本書は、京都府宇治市菟道丸山30-3番地他における宇治川太閤堤跡の発掘調査報告書である。
2. 本書は、宇治市埋蔵文化財発掘調査報告書の第73集にあたる。
3. 本書は、発掘調査の記録である基本的な図面と写真を図版として後半に取りまとめ、本文中の挿図と表は発掘調査成果の説明に必要な2次的な資料を主に収録することとした。
4. 本書収録の遺構図は、現地で実施したデジタル測量からの打ち出しを下図とし、整理作業によって変更を必要とした部分に修正を加えトレースによって仕上げた。
5. 本書収録遺物の実測、遺構・遺物の製図については下記のものが行った。
杉本 宏、永野宏樹、鷺田紀子、北澤英子、大下あかり、今崎健太。
6. 本書に収録する遺物・調査資料については宇治市歴史資料館が保管している。
7. 本書の執筆は歴史資料館職員が行い、層序については近畿大学教職教育部の鈴木一久氏にご寄稿いただいた。執筆の担当は下記のとおりである。

第I・IV章	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	杉本 宏
第II・V章第2・3節	・・・・・・・・・・・・	荒川 史
第III章第1節B	・・・・・・・・	鈴木一久
第III章第1-A・2・3・4節、第V章第1節	・・・・・・・・	永野宏樹
付章	・・・・	谷澤 潔
8. 本書の編集は宇治市歴史資料館文化財保護係が担当した。編集実務は杉本 宏・荒川 史の指導のもと、永野宏樹が行った。



宇治市の位置

本文目次

第Ⅰ章 序 言	1
第1節 発掘調査の経過	1
第2節 発掘調査の実施方法	6
第Ⅱ章 宇治川太閤堤跡の歴史的環境	8
第1節 地理的・歴史的環境	8
第2節 宇治川と太閤堤	13
第Ⅲ章 検出遺構	15
第1節 層序	15
第2節 検出遺構の概要	17
第3節 主要遺構	18
第4節 遺構の年代	27
第Ⅳ章 出土遺物	28
第1節 出土遺物の概要	28
第2節 主要出土遺物	28
第Ⅴ章 まとめ	31
第1節 治水遺跡としての特色	31
第2節 太閤堤の年代について	31
第3節 宇治川太閤堤跡の周辺の地形復元	32
付 章 関連年表・史料	35
抄 錄	

挿 図 目 次

Fig. 1 土地区画整理事業に伴う発掘トレンチ配置計画図	3
Fig. 2 調査風景写真	7
Fig. 3 調査地の位置	9
Fig. 4 宇治川太閤堤跡と周辺遺跡	11
Fig. 5 樅島堤調査（昭和 54 年）	14
Fig. 6 樅島堤部分（昭和 54 年）	14
Fig. 7 巨椋池周辺の堤防	14
Fig. 8 土層断面模式図	16
Fig. 9 A 0701 トレンチ検出遺構概略図	18
Fig. 10 全体遺構概略図	19
Fig. 11 石積み護岸部分名称図	20
Fig. 12 水制の種類	21
Fig. 13 石出し模式図	22
Fig. 14 A 0801 トレンチ検出遺構概略図	23
Fig. 15 B 0701 トレンチ検出遺構概略図	24
Fig. 16 杭止め護岸部分名称図	25
Fig. 17 B 0801 トレンチ検出遺構概略図	25
Fig. 18 C 区検出遺構概略図	26
Fig. 19 宇治郷総絵図（部分）	34
Fig. 20 宇治郡宇治村大字菟道小字丸山之全図（部分・トレース）	34

表 目 次

Tab. 1 太閤堤築堤期年表	35
Tab. 2 豊臣秀吉土木工事年表	36
Tab. 3 宇治川関係年表	37

第一章 序 言

2009

第1節 発掘調査の経過

A. 本書の目的

この発掘調査報告書は、宇治市宇治乙方及び菟道丸山地内で実施した、宇治川太閤堤跡発掘調査の成果概要を記録するものである。発掘実施年度は平成19年度・20年度の2ヵ年である。

B. 発掘調査に至る経過

開発事業 宇治橋下流、京阪宇治駅と宇治川右岸との間の宇治乙方地内及び菟道丸山地内は、周辺の市街化地域が開発されてゆく中にあって、茶畠や畑等の古くからの土地利用が河川景観と一体となって保たれてきた場所である。この区域約43,840m²を、組合方式の土地区画整理事業として市街化する計画が立案されるなかで、当該地が弥生時代から古墳時代に至る集落跡である乙方遺跡に該当するため、文化財保護法に基づく届出が、平成19年5月17日付で地権者同意の上陸備建設株式会社と京阪電鉄不動産株式会社の連名で提出された。

この開発計画は、全体が大きく3ブロックに区分けられており、北側の宮内庁管理菟道稚郎子皇子墓と河川との間約5,400m²に集合住宅、中ほど河川寄りの茶畠約8,400m²は生産緑地として継続、公園部分を除く残り約29,000m²に戸建て住宅を建築しようとするものであった。造成工事の計画は、一部の高い部分を削平する以外、全体的に土砂を搬入し嵩上げするものとなっていた。

本件届出に対する京都府教育委員会からの指導内容が通知されたのは、平成19年5月28日付であり工事前の発掘調査実施方であった。

調整 当該計画地での埋蔵文化財の状況については、平成4年度に実施した隣接地での発掘調査成果から、遺構面は耕土直下の浅いところに位置し耕作等によって一定の削平を受けながらも、弥生時代中期の竪穴住居等集落、古墳時代後期の土坑墓等墓地、飛鳥後期の竪穴住居等集落の複合遺構の存在が想定できると伴に、江戸期の在郷瓦師である山田源左衛門の窯場関係遺構の存在が予測され、西側の右岸寄りについては、宇治川による浸食作用によってこれら遺構面の消失が考えられた。

この知見と一連の手続きを踏まえて、本市教育委員会は事業者と記録作成のための発掘調査の実施方法について協議を行った。開発行為にかかる発掘調査の文化庁標準及び京都府基準と、工事計画の当該埋蔵文化財への影響を勘案した結果、集合住宅建築予定範囲・道路造成予定範囲及び30cm以上の保護層が確保できず掘削工事の影響が及ぶ宅地造成範囲の合計6,770m²において発掘調査を実施する計画を相互で合意し、平成19年6月18日付で陸備建設株式会社・京阪電鉄不動産株式会社と宇治市との間で事業者負担による発掘調査の実施に関する契約を締結した。文化財保護法に基づく発掘調査報告は6月18日付で行い、発掘調査の現地作業は工事日程と調整の上、当該年末の12月27日を終了目途とすることとした。また整理作業や発掘調査報告書の作成は次年度において行うものとした。発掘作業における遺跡掘削及び実測等の作業については、

事業者が専門業者に直接発注するため、委託金に含まないものとした。

C. 発掘実施と保存の検討

記録目的の発掘実施 発掘の着手日は平成 19 年 6 月 18 日である。発掘箇所は北側の集合住宅予定地を A 地区、南側の戸建て住宅予定地を B 地区とし、Fig. 1 に示したように両地区に配した 1 ~ 14 までのトレンチ面積合計 6,770m² を予定した。

発掘作業は A 地区の陵墓に接した南北道路予定部分の 1 トレンチから始めた。このトレンチでは、須恵器や陶磁器類が出土したが明瞭な遺構が確認できなかつたため、埋め戻しを行い西側の川よりの集合住宅予定地の 2 ~ 4 トレンチの掘削を開始した。3 トレンチの発掘を開始したところ、河川堆積部と岸部との境に、大振りの頁岩板石を敷き詰めた道路状遺構が南北方向に延長 40 m ほど検出されたため、2 ~ 4 トレンチを連結しこの大型遺構の全容を確認するように調査計画を手直しした。この結果、かつての宇治川右岸に構築された石積みの護岸遺跡が、当該部分で延長 85 m に亘って良好な状態で遺存していることが判明し、水流に対処する堅固な施設(石出し)も敷設されていることが確認された。

このような A 地区での調査を進めながら、南側の B 地区での発掘調査を順次開始していった。B 地区の大きな地形は、菟道稚郎子墓に南接する東西 150 m ほど、南北 80 m ほどの範囲が、東から宇治川に注ぐ小河川が開析した小規模な谷地形、その南が一段高い河岸段丘面となっている。この谷地形範囲に 5 ~ 10 トレンチ、河岸段丘面に 12 トレンチを配置した。そのさらに南に予定した 13・14 トレンチについては、現在機能している擁壁と茶畑にあたるため、準備が整うまでも発掘調査を当面見合わせることとなった。発掘調査情として 5 ~ 10 トレンチで、埋没した小河川の注ぎ口部と現在の水路に沿つてかつての小河川流路かと考えられる石列を検出し、他の部分においては広く近世の瓦粘土採掘坑の展開を確認した。11・12 トレンチでは、弥生時代中期から古墳時代の住居跡や古墳、また平安前期の瓦や土器なども出土した。なお以上のトレンチ名は本報告では名称変更されている。

太閤堤の発見 B 地区での発掘調査成果は概ね予想通りの展開となつたが、川よりのため遺構流失が危ぶまれていた A 地区に関しては、西半分が旧流路、東半分が陸部となり、その境界岸部分に予想していなかつた石積み護岸遺構の存在が判明した。このため発掘開始当初から立案していた予定とはかなり違つた展開で推移しつつ、7 月後半には大規模な護岸遺構の全体が姿を現し始めていた。

石疊状石張りに覆われた護岸遺構はすこぶる遺存情況が良く、規模も大きく立体的で迫力があり、見る者を感動させる状態であった。遺跡の造営年代を示す遺物については、遺構性格上ほとんど出土がない状況であったが、次の点から豊臣秀吉が文禄 3 年 (1594) に造営したいわゆる「太閤堤」の一部であることが、かなり高い角度で判断可能であった。まず第 1 に、使用されている膨大な石材は基本的に宇治川上流の渓谷域に露出する頁岩の一手で、大規模土木工事における寡占的資材調達のあり方を良く示していること。第 2 に、宇治川左岸の現堤防に重複して遺存する太閤堤の使用石材も、過去の調査例から当初の堤防は基本的に同質頁岩のみの使用であることが理解され類似状況にあること。第 3 に、発掘調査の結果、出土土器から 17 世紀後半から 18 世紀前半期には石出しの一部は崩落し、護岸も大半が河川堆積で埋没し機能を終えていること。第 4

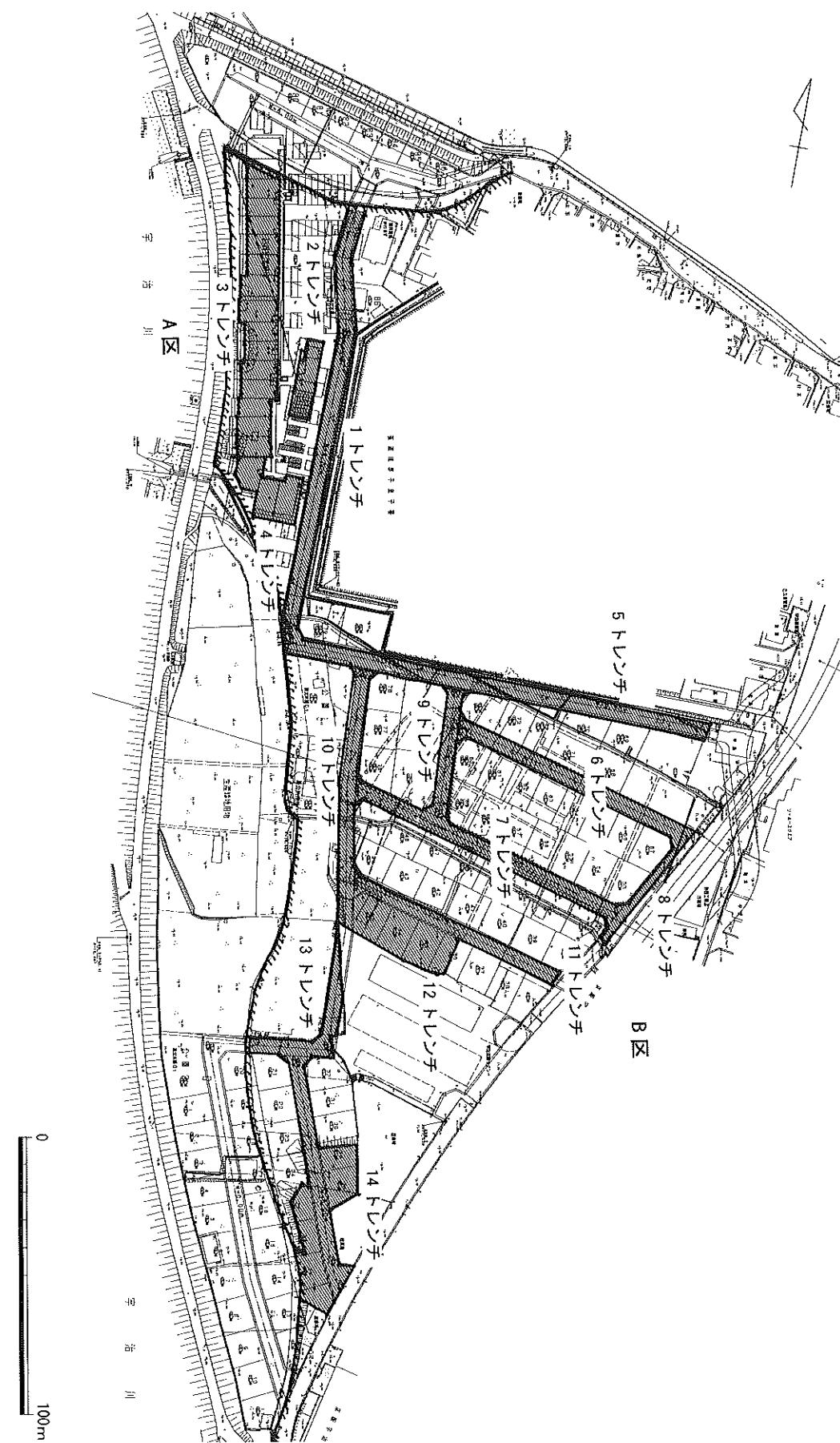


Fig. 1 土地区画整理事業に伴う発掘トレンチ配置計画図

に、石出しが文禄・慶長期ころの様式を留める布積で積まれていること、である。

「太閤堤」は近世末から地誌等で使用され始めた通称で、地誌では秀吉が巨椋池中に築いた小倉堤を指したが、今では宇治川や巨椋池域で行なわれた小倉堤・横島堤・薗場堤の、延長10数キロに及ぶ堤防工事全体を指して用いられる場合が通常である。この工事は、豊臣秀吉が伏見築城に合わせて諸大名に命じた、わが国の本格的な大規模治水事業のさきがけとして歴史に名を残すもので、京都府から大阪府の淀川流域における現在の土地利用の原点にもあたる歴史的事件でもある。しかし太閤堤の遺跡自体については、宇治川左岸現堤防の中に埋め込まれていると考えられる横島堤の他は、すでに大半が削平されており、その実像についてはほとんど不明であった。今回発掘した護岸遺構は、その実体である遺跡が、当時の状態をよく留め、かなりの延長範囲で、しかも河川法による河川範囲外で迫力を持って見つかる事例となり、関係者を一様に驚かせることとなった。

保存への検討 このような経過の中で本市教育委員会としては、遺跡の内容が明らかになりつつあった8月前半から関係学識者の教示を得つつ、文化庁及び京都府教育委員会と緊密に情報共有をしながら、この遺跡の文化財的価値判断と保存の可否について内部検討を開始した。

また発掘情報の公開については、9月5日に発掘成果の中間発表として本件成果を報道機関に公表し、翌日の朝刊で大きく報じられることとなった。続く9月8日に発掘現地の一般公開を行い1600名の参加者があった。この発見に関しては地元を含め広く社会的関心を集め、これ以降年度末までには署名総数1万人近くに及ぶ保存要望を始め、複数の市民団体や学術団体からの保存要望書が宇治市あてに寄せられ、市民団体主催の学術シンポジウムなども開催された。

9月19日に文化庁文化財主任調査官の視察があり、当該遺跡は近世初頭期の大規模治水遺跡として当時の状況を伝える数少ない事例としてその文化財的価値の高さを確認し、区画整理事業を担当する本市都市計画課を含めてさらに検討を進めることとなった。当面の課題としては、土地区画整理事業予定地全体の中で、護岸遺構がどの様に遺存しているのか、その位置や範囲さらに内容を一定確認する必要があり、対処方法について事業者と協議を行った。この結果、事業者の協力をえて、当初の発掘計画外での新たな発掘調査については、基本的に宇治市負担と責任で行うことで合意した。この段階で土地区画整理事業予定地内を、遺跡保存に関する太閤堤跡部分と記録保存に関する乙方遺跡部分とに区域分けを行い、それぞれの状況に即して対応してゆくこととした。

護岸延長部確認の発掘調査は国庫補助事業としてB地区においてその延長部追跡を実施した。開始日は平成19年11月26日であり、平成20年3月31日までに250m²を発掘し、護岸遺構延長線において杭止め形態の護岸を長さ35mに亘って確認した。平成19年12月22日に現地公開を行い、雨天の中300名を越える見学者を受け入れた。また、さらに南への延長部追跡については、茶園や今回区画整理事業対象外の用地も含まれるため、独立行政法人奈良文化財研究所の技術支援を受けて地中レーダー探査を行った。またA地区については京都府立山城郷土資料館の支援を受けて埋没土層標本の剥ぎ取りを行った。これらの発掘調査成果を踏まえ、事業予定地内の護岸遺構部分を保存・公有化し国指定史跡へと申請する基本的な方向性を、事業者・関係機関を含めて一定共有することとなった。

C. 保存のための発掘調査

専門委員会の設置 平成 20 年度においては、昨年度末に基本的な方向性が確認された護岸遺跡について、国史跡申請へ向けての取り組みを本格化させることとなった。平成 19 年度の発掘調査では、従前のように条例設置の宇治市文化財保護委員会の専門委員に発掘調査の指導をいただき実施してきたが、遺跡の性格やその規模の大きさ、また将来的な史跡指定と史跡整備までを見通した場合、別に関連各分野の専門学識者を基にした専門委員会設置が適切であると判断されたため、7 名の委員による「宇治川太閤堤跡保存整備検討委員会」を設置し専門的指導を得ることとした。委員会は平成 20 年 7 月 25 日を初回として平成 20 年末までに 3 回開催し、発掘調査の現地指導をはじめ、保存方法等の検討と指導をいただいた。

またこれとあわせて、本市都市計画課においては、土地区画整理事業範囲全体及びその周辺地区との整合性や方向性を検討するため「宇治茶と歴史・文化香るまちづくり構想検討委員会」を設置し検討を開始した。

保存のための発掘調査 平成 20 年度においては、護岸遺跡の位置と内容及び関連施設の有無等について、未だ情報不足の範囲において極力遺構保存を図りつつ限定的な発掘調査を行い、国指定史跡への意見具申に係る基礎情報獲得を目的とした。

発掘は国庫補助事業として実施し、地権者の協力を得て 5 月 16 日より開始した。発掘調査は南端の D 0801・D 0802 トレンチから掘削をはじめ、小河川の注ぎ口部に当たる B 0801・B 0802 トレンチそして A 0801 トレンチへと進めていったが、A 0801 トレンチにおいて護岸遺構と重複して庭園様の石組や小池あるいは流れが確認された。このため、護岸遺構と庭園との関係確認のため範囲を広げた追加発掘調査が必要となり、国庫補助の追加申請を行いつつ A 0801 トレンチを掘り広げ関係究明を行った。この結果、庭園遺構は護岸遺構が埋没した後の元禄期頃に作られたものであることが理解されたが、庭園遺構の下層には護岸は確認できず、護岸が造られていない部分に現状発掘されている庭園が造られていることが判明した。すなわち、この現状庭園は、もともと庭園が存在しその継承として再整備されたものか、あるいは護岸の部分に組み込まれた何らかの施設の跡地形を利用して、元禄期に庭園として整備されたものであると考えられたが、その更なる追求には現状発掘されている庭園自体を解体せざるを得ないため、遺構保存の前提からこれ以上の調査を見合わせることとした。

平成 20 年 8 月 30 日に発掘現地の一般公開を行い 400 名近い見学者が訪れた。発掘調査を終了したのは 11 月 20 日であり、発掘調査面積の合計は 2400m² となった。

記録作成 記録作成は実測図と写真撮影でおこなった。遺構の平面実測作業にあたっては、国土調査法に基づく国土座標 VI 系の 3 級点を設け基準とした。遺構実測については、トータルステーションを用いた電子平板によって発掘遺構全体図を作成した。土層図については、トレンチ北・西壁で手測りと併に同様な方法による実測を行い記録した。実測情報は CD として保存し、マイラーベースに 50 分の 1 でプリントアウトした。

写真撮影は、35 ミリの白黒とカラーポジ、プローニーの 67 カラーポジを記録写真の基本として撮影した。また作業の進行状況の記録やメモ用として 35 ミリカラープリントとデジタル写真を用いた。

第2節 発掘調査の実施方法

A. 発掘調査の実施主体

本件発掘調査は、文化財保護法に基づいて宇治市教育委員会が発掘主体者となって実施したものであり、宇治市歴史資料館が実務担当した。

B. 発掘調査の体制

発掘調査責任者：宇治市教育委員会 教育長 石田 肇

専門指導：宇治川太閤堤跡保存整備検討委員会（平成20年7月25日より）

委員長 工楽善通（大阪府立狭山池博物館長）

副委員長 杉原和雄（大阪国際大学教授）

委員 高妻洋成（奈良文化財研究所保存修復科学研究室長）

委員 西野由紀（龍谷大学講師）

委員 平澤 育（奈良文化財研究所遺跡整備研究室長）

委員 増渕 徹（京都橘大学教授）

委員 宮井 宏（財団法人淀川水源地域対策基金理事）

宇治市文化財保護委員会 委員長 上原真人（京都大学大学院教授）

発掘調査事務局：宇治市歴史資料館 館長 吉水利明

主任 谷澤 潔

主事 久保 俊

調査員 鶴田紀子（平成20年5月1日より）

発掘担当者：歴史資料館文化財保護係 係長 杉本 宏

主査 荒川 史

調査員 横田健吾（平成19年度）

調査員 永野宏樹

補助員：北澤英子、山本綾子、大下あかり、井口章代、澤口結希、今崎健太、川口賢人、辻 菜摘

発掘作業：有限会社スペースバリュー

指導機関：文化庁記念物課、京都府教育委員会文化財保護課

協力機関：京阪電鉄不動産株式会社、陸備建設株式会社、京阪電気鉄道株式会社、国土交通省淀川河川事務所、独立行政法人奈良文化財研究所、京都府立山城郷土資料館、京都府山城北土木事務所、宮内庁書陵部桃山陵墓監区事務所、丸山第一町内会

協力者：北垣聰一郎、中村博司、畠 大介、森島康雄、光谷拓実、金田明大、鈴木一久、
仲 隆裕、村田 弘、橋本清一、中井 均、志岐常正、池田 碩、千田嘉博、神吉和夫、
須藤 宏、佐藤 圭、中塚 良、宮林光司、宮林和子、吉竹正彦、福井文雄、中野信夫、
中野ヨシ、中野輝彦、中野千恵子（順不同敬称略）



① A地区 3トレンチで現れた護岸遺構



② A地区護岸遺構発掘風景



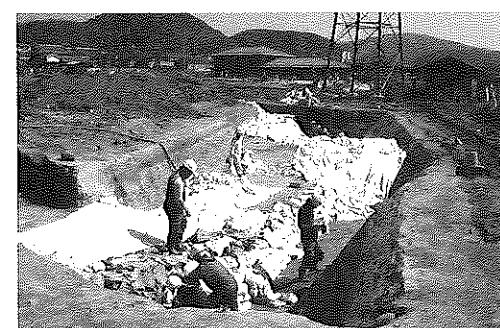
③ A地区護岸遺構発掘風景



④ A地区現地公開風景



⑤ B地区護岸遺構の文化庁視察風景



⑥ B地区護岸遺構の埋め戻し養生風景



⑦ 保存整備検討委員会の視察風景



⑧ 庭園遺構の現地公開風景

Fig. 2 発掘調査風景写真

第Ⅱ章 宇治川太閤堤跡の歴史的環境

第1節 地理的・歴史的環境

A. 地理的環境

琵琶湖に源を発する瀬田川（淀川）は、大戸川との合流点の南から峡谷へと入る。滋賀県と京都府の境で宇治川と名を変え、宇治田原町高尾付近で流れを北西方向に変える。瀬田から高尾付近までの宇治川の傾斜は緩やかで、この付近から徐々に傾斜が急になり、天ヶ瀬付近から谷口である宇治橋までの約3kmでは、比高差約30mを流れ落ちる。

宇治川は、宇治橋を過ぎると平坦な京都盆地に流れ出す。ちなみに宇治橋から三川合流点付近の御幸橋までは直線距離で約10km、この間の比高差は約8mである。急傾斜の峡谷から平坦な京都盆地に流れ出た宇治川は、流速が急に落ち、砂洲を形成するとともに多くの分流を形成する。これらの分流は、現宇治川の両岸に河岸段丘を形成しており、少なくとも2段の段丘面が認められる。

高位の段丘面は標高25m以上の面で、右岸では京阪宇治駅の東側からJR奈良線の線路以東にあたるものと思われる。左岸では平等院鳳凰堂の南西部から西に延びるものと思われるが、その上部を折居川の扇状性堆積物が覆っているため明確ではない。低位の段丘面は、標高18m前後で、右岸では現在の宇治川の流れに沿って認められる。左岸では地形の改変が著しく、明確ではないが、宇治橋西方の矢落遺跡の調査では、宇治郵便局の西側で段丘崖を検出している。これらの段丘面の形成状況を見ると、宇治川は西に向かって流れる傾向が強かった事がわかる。

今回調査を行った宇治川太閤堤跡のある宇治川右岸の宇治から菟道にかけての地域は、宇治市域の中でも最も遺跡の集中する地域のひとつである。地形的には、東部の丘陵地、この丘陵地に続く中位の段丘面、JR奈良線付近で接続する低位段丘面の大きく3つに分ける事ができる。東部の丘陵からは、只川・戦川・大鳳寺川などの小河川が流れ出、丘陵裾部には扇状地形を形成している。現在これらの小河川は、菟道車田付近で合流しているが、本来はそれぞれが宇治川に流れしており、低位段丘面を解析した小谷を形成していたものと思われる。

それぞれの地形区分では、東部の丘陵地では前期から中期の古墳や須恵器・瓦の窯跡群が分布し、中位段丘から丘陵裾部にかけては集落や後期古墳が、低位段丘面では集落遺跡が分布する。これらは縄文時代から中世にいたる各時期の遺跡が存在し、この地域が各時代を通して中核的な地域であった事がわかる。

宇治川左岸では、段丘上から沖積地にかけて、折居川の扇状地が形成されており、扇状地上に古墳時代からの集落が形成される。また、平等院の南側に広がる高位の段丘面では、縄文時代後期の遺構や遺物を検出しており、古くから居住域となっていた。

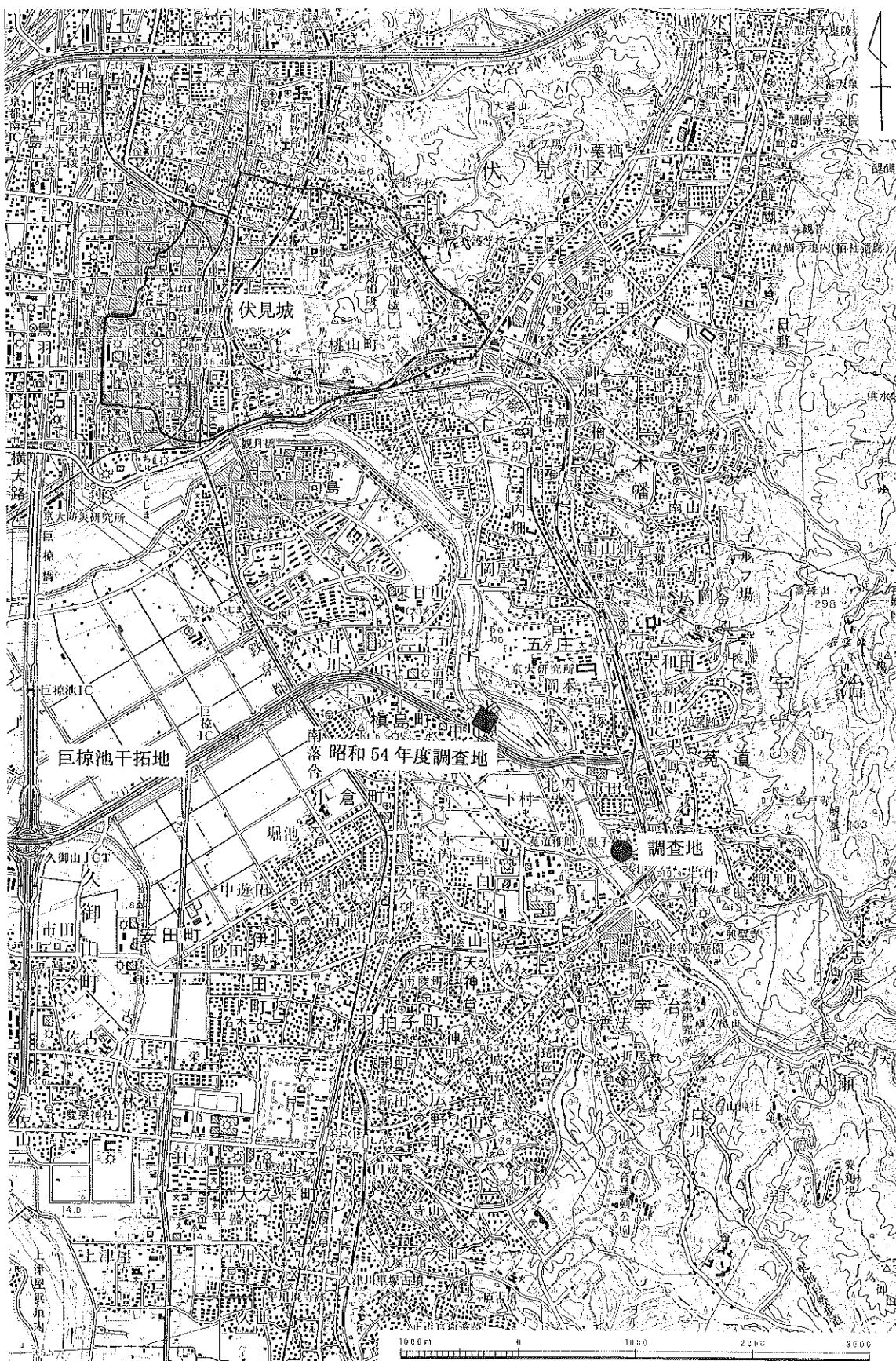


Fig. 3 調査地の位置

B. 歴史的環境

旧石器～縄文時代 旧石器から縄文時代の遺跡は、明確な遺構は確認されていないものの、宇治川右岸の地域で様々な時期の遺物が確認されている。まず低位段丘面にある乙方遺跡では、有舌尖頭器が出土している。また東部丘陵裾にある西隼上り遺跡では、木葉形の尖頭器や押し型文土器が出土しており、旧石器時代末から縄文時代草創期、早期の遺跡があった事がわかる。また西隼上り遺跡の範囲内にある隼上り1号墳の石室裏込めからは、晩期の土器が出土している。

弥生時代 弥生時代の遺跡としては、乙方遺跡と羽戸山遺跡の2遺跡が知られる。乙方遺跡は宇治川太閤堤跡の東に広がる低位段丘上の遺跡で、中期の竪穴住居や方形周溝墓を検出している。羽戸山遺跡は東部の丘陵上にある遺跡で、後期の竪穴住居等を検出しており、高地性集落と考えられている。

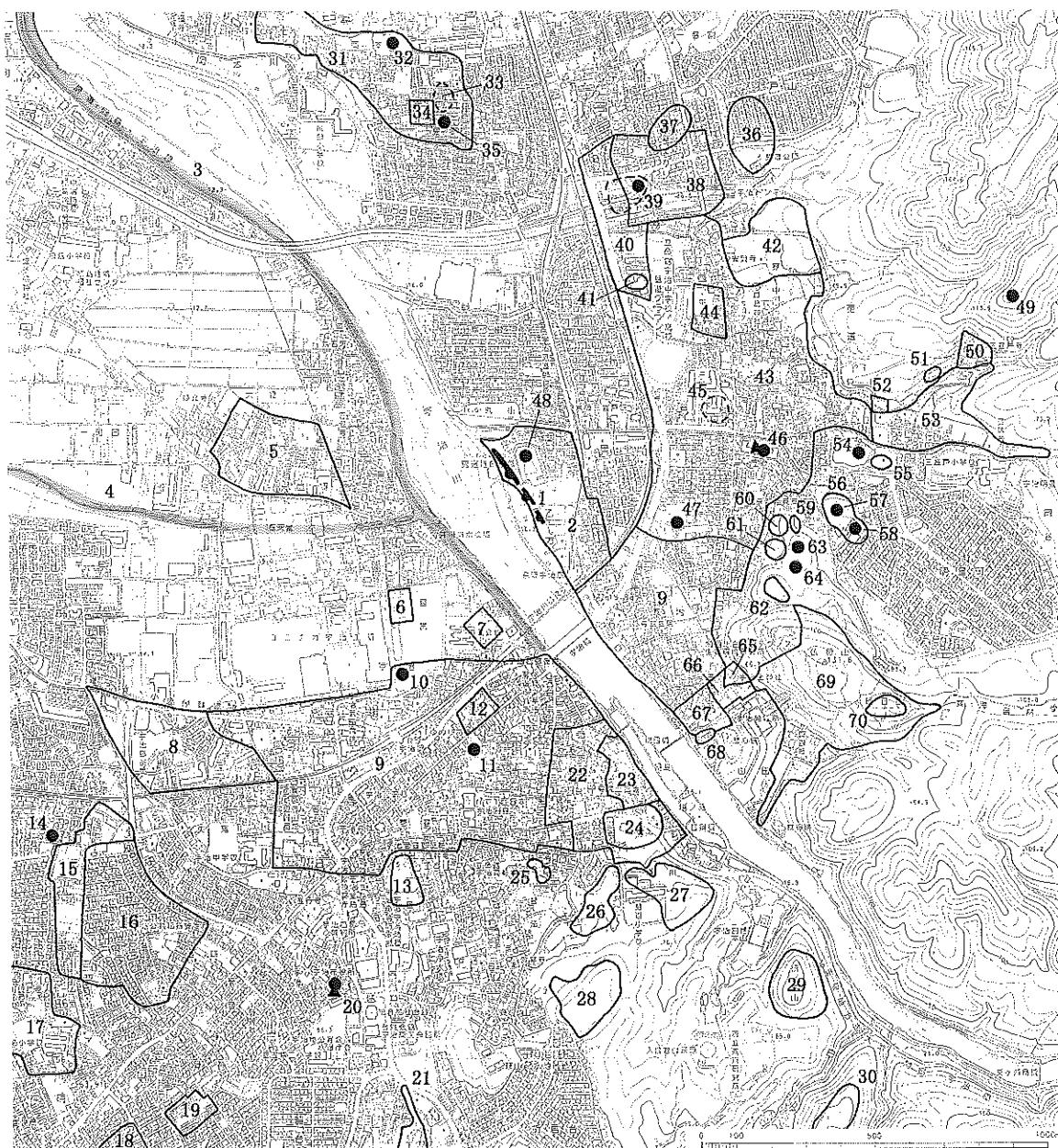
古墳時代 宇治川右岸では、前期から中期の古墳が東部の丘陵上に北から順次造られていく。まず最も古いと考えられているのは、三室戸寺背後の丘陵上にある觀音山古墳である。直径47mの円墳で、竪穴式石室を埋葬施設とする。觀音山古墳の南500mの丘陵上には池山古墳がある。これまで調査が行われていないため、具体的な内容は不明だが、直径44m程度の円墳と考えられている。さらに南300mの丘陵上には、二子山古墳がある。二子山古墳は2基の古墳(北墳・南墳)の総称で、北墳は直径42mの円墳、南墳は一辺36mの方墳と考えられている。いずれも粘土櫛を埋葬施設とし、豊富な副葬品を持つ事で知られている。北墳は5世紀中葉、南墳は5世紀後葉の築造である。

二子山古墳までは、丘陵上に築造されるが、次代の首長墳は二子山古墳の丘陵下の段丘面上に築造される。それが門ノ前古墳である。全長34mの前方後円墳で、菟道地域でははじめて前方後円墳が採用される。墳丘は削平を受け残っていなかったため埋葬施設の詳細は不明だが、多くの形象埴輪が出土している。また前方部には陶棺の埋葬も行われていた。6世紀前葉の築造である。

6世紀後半になると、横穴式石室を埋葬施設とする円墳が築造される。これらの古墳は、大規模な群集墳は形成せず、3基以下の群を形成している。門ノ前古墳の北西には、谷下り古墳群があり、また菟道地域北部では隼上り古墳群がある。いずれも3基からなり、6世紀後半から7世紀にかけて築造された古墳群である。

宇治川左岸では、折居川の谷の西側丘陵上に前方後円墳の丸山古墳があるが、その他の古墳は確認されていない。丸山古墳は、中期の古墳と考えられるが、大正期に消滅しているため詳細はわからない。

古墳については、宇治川右岸の菟道地域に集中しているが、集落については多くはわかっていない。ある程度まとまった集落では、古墳時代中期の菟道遺跡が知られている。また後期の竪穴住居1棟と土壙墓が乙方遺跡で確認されているが、小規模なものである。宇治川東岸では、集落の内容までわかるものは少ないが、宇治市街遺跡の里尻36番地では前期の溝を検出しており、土器や木製品が出土している。妙楽55番地では中期の溝を検出しており、韓式土器や古式須恵器を含む土器群が出土している。ここで出土した須恵器は、大庭寺遺跡TG231・232号窯と併行する時期と考えられているが、共伴した木製品の年輪年代測定をしたところ、4世紀に遡るという結果が得られた。このことは、日本の須恵器編年のみならず、韓国の土器編年に大きな議論となっている。



- 1. 宇治川太閤堤跡 2. 乙方遺跡 3. 太閤堤（横島堤） 4. 太閤堤（蘭場堤） 5. 横島城
- 6. 茶壺蔵跡（再建） 7. 茶壺蔵跡（創建） 8. 矢落遺跡 9. 宇治市街遺跡 10. 宇治市街遺跡（里尻 36番地）
- 11. 宇治市街遺跡（妙楽 55番地） 12. 宇治代官所跡 13. 下居遺跡 14. 御廟古墓 15. 池森天神遺跡
- 16. 蛇塚遺跡 17. 石塚遺跡 18. 神明宮東遺跡 19. 野神遺跡 20. 丸山古墳 21. 下居神社
- 22. 平等院旧境内遺跡 23. 平等院庭園 24. 塔ノ川遺跡 25. 善法古墓 26. 宇治東山遺跡
- 27. 新別所山遺跡 28. 宇治東山山上遺跡 29. 院御所山遺跡 30. 白川金色院跡 31. 岡本遺跡
- 32. 瓦塚古墳 33. 日皆田古墳群 34. 岡本廃寺 35. 一里塚古墳 36. 隼上り瓦窯跡 37. 羽戸山遺跡
- 38. 隼上り遺跡 39. 隼上り古墳群 40. 西隼上り遺跡 41. 西隼上り埴輪窯跡 42. 東中遺跡
- 43. 菩道遺跡 44. 大鳳寺跡 45. 谷下り古墳群 46. 門ノ前古墳 47. 狐塚古墳 48. 菩道丸山古墳
- 49. 觀音山古墳 50. 三室戸寺境内遺跡 51. 三室戸寺瓦窯跡 52. 滋賀谷窯跡 53. 三室戸寺子院跡
- 54. 池山古墳 55. 池山瓦窯跡 56. 妙見遺跡 57. 妙見古墳 58. 妙見古墓 59. 山本古墓
- 60. 山本瓦窯跡 61. 山本窯跡 62. 山本古墓 63. 二子山古墳北墳 64. 二子山古墳南墳 65. 宇治上神社
- 66. 宇治上神社遺跡 67. 宇治神社遺跡 68. 恵心院山門前遺跡 69. 興聖寺 70. 朝日山遺跡

Fig. 4 宇治川太閤堤跡と周辺遺跡

飛鳥～奈良時代 飛鳥時代に入ると、宇治川右岸地域で大きな変化が現れる。それは窯業生産の開始である。菟道地域北端の谷筋には、隼上り瓦窯ができる。4基の窯があり、初期の瓦生産が行われている。隼上り瓦窯の製品は、飛鳥の豊浦寺に供給されており、その重要性から史跡に指定されている。隼上り瓦窯と同時期の瓦窯が菟道池山にもあったが、未調査のまま破壊されたため詳細は不明である。その後奈良時代に入ると、須恵器窯の滋賀谷窯や後述する大鳳寺に供給していた山本瓦窯が成立する。

集落では、高位の段丘面にある菟道遺跡がある。ここでは掘立柱建物や東西方向の溝群などを検出している。集落は、飛鳥～奈良時代まで存続していたものと思われるが、ここからは焼けひずんだ須恵器が多く出土しており、滋賀谷窯との強い関係が想定される。この菟道遺跡の北側には、白鳳寺院である大鳳寺が建立される。法起寺式の伽藍配置で、瓦は川原寺式の軒瓦を採用する。大鳳寺と菟道遺跡に間には谷筋が存在しているが、菟道遺跡の調査では大鳳寺に向かう道路上の礫敷を検出している。飛鳥～奈良時代にはこれらの遺跡が有機的に繋がっていた事がわかる。

平安時代 平安時代に入ると、宇治橋周辺は王侯貴族たちの別業の地となる。宇治に関する別業の記事の初出は、弘仁5年（814）の明日香親王の宇治別業の記事である。平安時代前期の宇治の別業は、皇族に関するものが多いように見受けられるが、長徳4年（998）年、藤原道長が源重信室から宇治別業を買得して以降、宇治は藤原氏との関係を強くしていく。道長の取得した宇治別業は、その子頼通の時に平等院となり、摂関家の重要な寺院となる。そしてその西に広がる折居川扇状地上には、数多くの別業が営まれるようになる。

宇治にとって大きな変貌を遂げるのは、12世紀の藤原忠実の頃である。この時期、宇治には都に擬した方画の街区が整備され、摂関家による新たな町づくりが行われたのである。

別業の多くは宇治川左岸にあるが、宇治川右岸においても平等院が整備されたのとほぼ同じ時期に、宇治上神社が現在の形に整備されている。また羽戸院などの別業の存在も知られており、宇治橋を挟んだ両岸に藤原氏の影響は及んでいたものと思われる。

鎌倉・室町時代 宇治市街遺跡における遺構・遺物の出土状況は、11世紀頃から徐々に増え始め、12世紀にピークを迎える。それは13世紀代まで遺構・遺物の検出は認められるが、14世紀に入ると圧倒的に遺構・遺物の検出が見られなくなる。つまり鎌倉時代前半までは、からうじて摂関家の別業群が維持されていたものと思われるが、後半に入るとその体制が崩壊していくものと思われる。文献によれば、この間の時代の変換期には、宇治橋を挟んでいくたびかの大きな戦乱が起きており、こうした戦乱も宇治を疲弊させた大きな要因でもあっただろう。また真木島氏をはじめとする新しい勢力も、室町期に入ると台頭し、藤原氏の影響力が弱まっている事がわかる。そして室町時代後期以降には、平安時代に造られた方画地割を無視した大和街道と宇治橋とを直線的に結ぶ新町通り（現宇治橋通り）ができ、新しい街区が成立する。

安土桃山・江戸時代 安土桃山時代に入ると、宇治にとって大きな変動を迫られる出来事が起こる。それは豊臣秀吉による太閤堤の築堤である。文禄3年（1594）に伏見城が完成すると、秀吉は宇治川の築堤工事を命じる。それは、宇治橋下流から分流していた宇治川に堤防を築いて北流する流れに一本化し、宇治川の流れを伏見に導こうとするものであった。そして小倉から向島を結ぶ堤を造り、伏見向島間に新たに豊後橋を架橋した。その年に築堤工事が完了すると、宇治

橋は撤去され、古代以来京都と奈良を結ぶ交通の要衝であった宇治は、その地位を否定されたのである。その後徳川家康によって、宇治橋は架橋される事になるが、小倉堤が大和街道であることは変わりなく、現在まで続く事になる。

近世の宇治を性格付けるものとして、もうひとつの大きな要素が茶である。宇治茶という言葉は室町時代から見られるが、戦国期から茶の湯がもてはやされるようになり、宇治茶は重用されるようになる。織田信長の頃から、茶師の上林氏は宇治の代官的な職務を任せられるようになり、江戸時代に入ると上林氏が宇治代官に任じられる。この頃には宇治茶は全国的なブランドとなり、前代にできた新町通り沿いには茶師が軒を連ねるようになる。

第2節 宇治川と太閤堤

前節で述べたように、宇治川は宇治の谷口部から多くの分流をつくり、西北方に流れていた。宇治の西北方には、基盤となる岩盤が大きく窪んだ地域であり、この窪みは大阪層群によって埋没している。さらにその上に沖積層が覆っている。京都盆地周辺の水は、ここに宇治川、木津川、桂川の三川として流れ込み、天王山と男山丘陵の間の隘路から流れ出て淀川となる。

戦前まで、この地域には巨椋池と呼ばれる大きな池があった。昭和9年から始まった干拓事業によって今は農地となっているが、かつては盛んに漁業なども行われていた。この巨椋池が、古代においてはどのような状態であったかはあまりよくわかっていない。ただ巨椋池の呼称を見てみると、池という言葉が使われ始めるのは近世からであり、それ以前には「入江」、「江」という言葉が使われていた。このことから考えると、広大な水域を持つ「池」であったかは疑問である。むしろ宇治川や木津川の流路が入り組み、輪中のような景観を呈していたのではないかと考えられる。

文禄3年（1594）、当初隠居所として建築を始めた伏見城が本格的な城として完成すると、豊臣秀吉は前田利家らに宇治川の堤の築造を命じる。それは分流していた宇治川の流れを、堤を築き、北流して伏見城の眼下に至る一本の流れにまとめるとともに、小倉から伏見に至る新たな堤を築くことだった。このことによって、宇治川の水流は全て伏見に集まることとなり、伏見の津の機能を向上させた。そして、宇治を通過していた大和街道を小倉・伏見間に移し、宇治橋を破却した。つまり、水陸両方の交通機能を、伏見に集中させたのである。

秀吉の河川に対する工事は宇治川のみにとどまらず、文禄5年（1596）には淀川の堤の工事が始まる。この工事は右岸の摂津側は毛利・吉川らに、左岸の河内側は徳川らに命じる。右岸については明確ではないが、左岸堤防は道路として整備され、京街道と呼ばれる幹線道路となる。これによって伏見を中心として大阪や奈良とを結ぶ交通ネットワークが完成する。

これらの工事によって、宇治川や巨椋池がどのように変化したのか詳しいことは良く分からぬ。しかし近世を通じておきた変化などから推測すると、向島付近から巨椋池に流入することとなった宇治川は、向島の西側に大きな砂州を形成していることが考えられる。天ヶ瀬ダムができる以前の宇治川は、多量の砂を流す川であった。それは近江の田上山付近の花崗岩帯を起源とす

る砂で、今回の調査地においても堆積した砂の多くが花崗岩起源のものである。近世後半に書かれた絵図などによると、向島の西側にある葦島などが広い陸地状に描かれている。このことによって、宇治川と巨椋池の通水が困難になっていったものと思われる。そしてそれによって砂を押し流す機能が衰え、砂が堆積し、池の拡大へつながっていったものと思われる。

これらの変化は、沿岸集落にとって水害の増加を意味するものであり、巨椋池周囲の堤防の築造の契機になったものと思われる。『巨椋池干拓誌』などによれば、巨椋池周辺の堤防の多くが秀吉築造と考えられているが、文献的にもその根拠が無く、むしろ太閤堤築造後の変化に対応して築造されたものと考えるべきだろう。

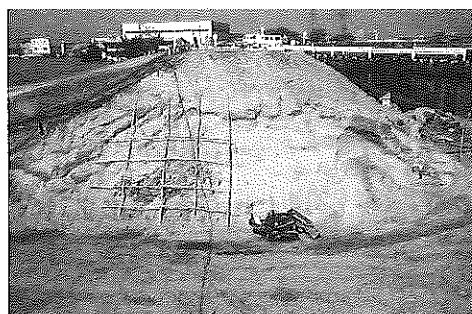


Fig. 5 横島堤調査（昭和 54 年）



Fig. 6 横島堤調査部分（昭和 54 年）

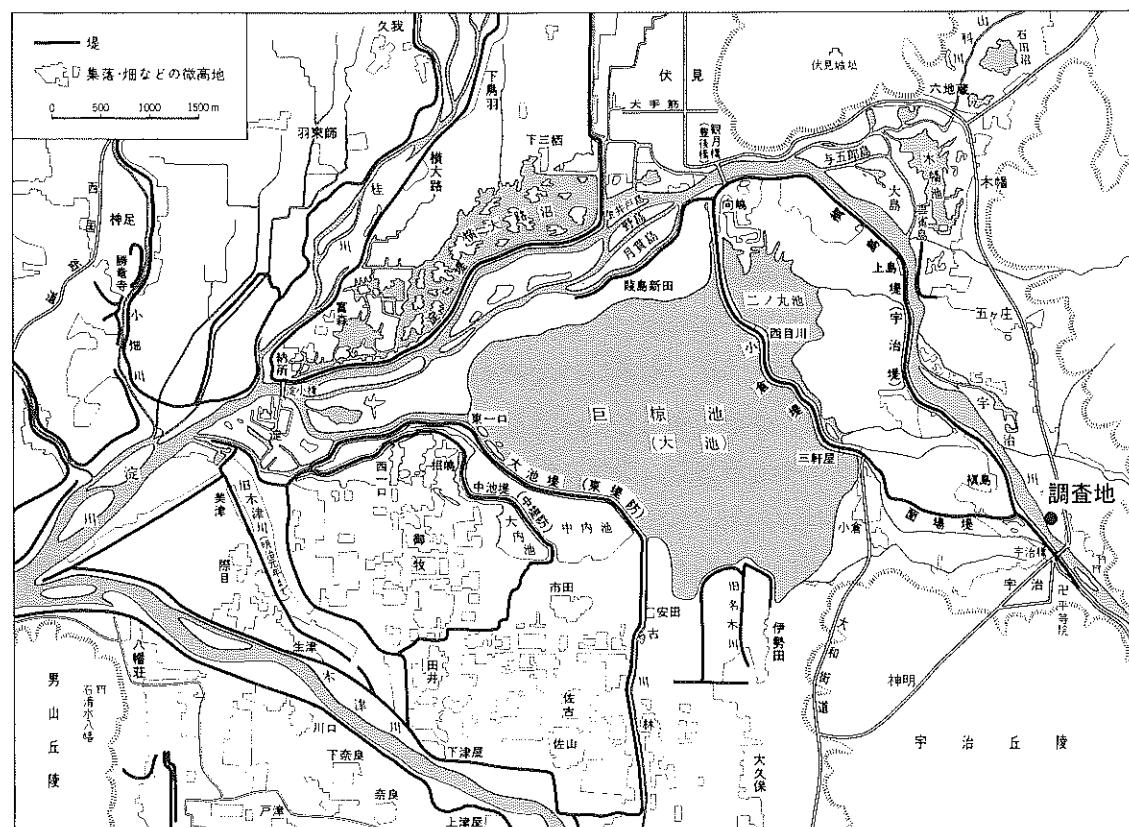


Fig. 7 巨椋池周辺の堤防（『宇治市史』第 2 卷 巨椋池をめぐる堤より）

第Ⅲ章 検出遺構

第1節 層序

A. 各トレンチの基本的な層序

A 0701 トレンチ (PL. 25・27) 本トレンチの層序は、護岸遺構 S X 01 と並行する西壁では (PL. 27 - 1)、下層から宇治川の旧河床と考えられる黄褐色粗砂土（第 21 層）、その上の石出し 1 から 10 m 下流には厚さ 70cm ほどの河川氾濫堆積層（第 9 ~ 14 層）、また石出し 1 の下流側には石出し 1 が機能したことによる乱れた堆積が存在し、その上に近世以降の耕作土とそれに伴う盛土が認められる。

護岸遺構 S X 01 と直行する中央あぜでは (PL. 25 - 1)、数度の河川氾濫によって護岸遺構 S X 01 が覆われた後に盛土を行い（第 18 層）、その上を頁岩・粘板岩の割石で法面を補修した痕跡が認められる（第 13 層）。その上には厚さ 60cm の河川氾濫堆積層（第 8 ~ 12 層）が存在する。

A 0801 トレンチ 本トレンチの基本的な層序は、北接する A 0701 トレンチと同じく、河川氾濫堆積層の上に近世以降の耕作に伴う盛土・耕土が認められる。河川氾濫堆積層の下層には、厚さ 10 ~ 50cm の瓦溜りが認められる。

B 0701 トレンチ (PL. 26・27) 本トレンチの基本的な層序は (PL. 27 - 2)、A 0701 トレンチと同じく下層から宇治川の旧河床と考えられる黄褐色粗砂土（第 87 層）、その上に厚さ 70 cm ほどの河川氾濫堆積層（第 17 ~ 44 層）、その上に近世以降の耕作土の順となっている。トレンチ南端では (PL. 26 - 2)、氾濫堆積層（第 31 ~ 42 層）の上に厚さ 40cm の瓦溜り（第 30 層）が認められる。

B 0801 トレンチ (PL. 17) B 0701 トレンチの後背地にあたる当トレンチの層序は、無遺物層であるにぶい黄色シルトの上に耕作土の順である。断ち割り 5 では、耕作土の下にグライ化し、南へ向かって緩やかに傾斜する層（第 19 層）が認められた。

B 0802 トレンチ (PL. 18) 本トレンチでは、他のトレンチの様な氾濫堆積層は認められなかった。護岸遺構 S X 01 の覆土（第 12 層）の上には耕作土が堆積するが、その大半は鉄塔造成時の搅乱を受けている。

C 区 (PL. 28) C 区は調査面積が狭いため、他のトレンチの様な河川堆積は認められなかった。西接する茶畠造成の盛土（第 2 層）、その上の耕土の順となっている。

D 0801 トレンチ (PL. 28) 護岸遺構 S X 01 のライン前面に位置する本トレンチの層序は、下半の河川堆積と、上半はここに営まれていた明治期の煉瓦窯に伴う堆積となっている。

D 0802 トレンチ (PL. 28) D 0801 トレンチから川側へ 20 m の本トレンチは、全域で河川堆積の上に、茶畠などの耕作土が存在する。

B. 河川堆積層の構成

宇治川太閤堤跡を堆積している堆積物は、地表面から下へAからGまでの7層に区分される。

A層（耕作土） 灰色～暗褐色耕作土で、石出し3付近ではほとんど見られないが北方・下流側に次第に厚くなり、A 0701 トレンチの杭出し1あたりでは80cmに達する。また、A 0701 トレンチでは、上から30cmほどのところに厚さ10cmほどの細粒砂が挟まれる。砂は北側ほど明瞭であるが、南側では欠如することもある。これは昭和28年9月水害による氾濫砂と推定される。

B層（埋め土） 黒色の淘汰の悪い角礫、粘土、砂などの混合物である。埋め立てによる人為的な斜交葉理を示すことがある。石出し1周辺では文化年間の瓦を含むが、量が少ないので、この瓦は再堆積の可能性が高い。

C層（かく乱層） 初生的には洪水氾濫による細粒の堆積物であるが、植生や人為的なかく乱を受け堆積時の構造はあまり見られなくなった地層である。かく乱が進んだところでは、土壤化も認められる。他方ではあまりかく乱を受けず、地層面が判別できるところもある。石出し1周辺では、この上（側方）に黒色有機質粘土層が堆積している。

D層（チャネル礫層） 宇治川の河床堆積物であり、砂質礫層、砂層、および狭在する薄いシルト層などからなる。礫径は数cmから10cm程度である。基質はアルコース質の粗粒砂からなる。礫は丹波帯に由来するチャートや頁岩が多いが、花崗岩質の礫も含まれる。杭出し1、杭出し2、石出し2の南側、すなわちいずれも水制の上流側に分布する。また3地点に共通して、下位の氾濫堆積層を侵食しており、チャネル状の堆積形態を示す。水制などの構造物の下流側にはこの礫層は見られないことは、水制が役に立っていることを示している。

E層（氾濫堆積層） 宇治川の洪水により、河岸の微高地に形成された堆積物である。ここでいう微高地とは現在の河川でいえば、高水敷と滞筋との間で植生に覆われたバーを表している。この微高地は、もとは下位の花崗岩質細礫層が作りだした堆積地形であるが、その後の洪水氾濫のたびに細粒砂やシルトが堆積して比高が増していった。これらの地層には、洪水氾濫堆積に特徴的な逆級化構造がしばしば観察される。

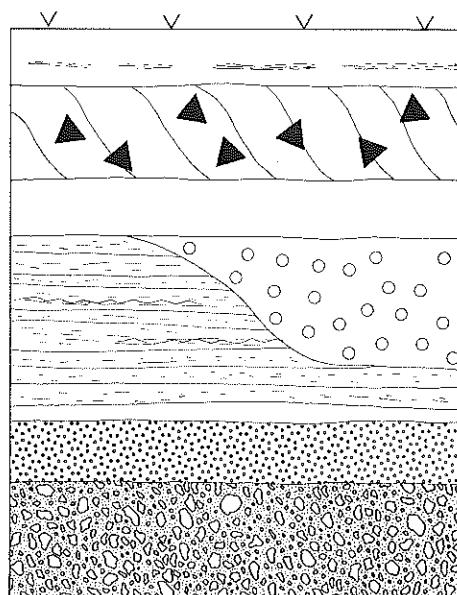


Fig. 8 土層断面模式図

石出し2付近での厚さは1.8mほどで、下位から上位に向かって次第に細粒になる。ほぼ中部に、あずき色粘土層、茶・黒色粘土層、クリーム色粘土層などの特徴的な地層が挟まる。また、この層の上から50cmほどのところには、文化年間の瓦の層が挟まれる。

A 0801 トレンチでは、この層は60cmほどの厚さで、ここでは細粒砂とシルトよりなる。東西方向の壁面では西（流路側）ほど粗粒である。

A 0701 トレンチでは、この層は広く分布する。最も厚く堆積しているのは剥ぎ取り資料を作成したところであり、1.4mの厚さに達す

る。ここでは15枚の氾濫堆積層が確認できる。基底のシルト層に始まり、上に粗粒になる逆級化構造を示すことが多い。砂の粒度は地層が厚くなるほど大きくなり、中粒砂に達することがある。また、特徴的なクリーム色の粘土層が10cmの厚さで分布し、その上に厚さ15cmのクライミングリップル葉理の発達した砂層が見られる。その下には茶・黒色粘土層も挟まれている。

F層（花崗岩質細礫層） 細礫層、礫質砂層、砂質礫層よりなる。一般に礫径は数cm程度までで、下位の礫層より細粒である。礫はチャートなど丹波帯のものが多いが、花崗岩礫、脈状石英などもかなり含まれる。基質は石英や長石粒に富む。また、長石質のいわゆるマサに類似した特徴的なグラニュー礫層が挟まれる。

石出し2付近では、この層は厚さ70cmで、下位の礫層の上に直接重なる。しかしA 0801トレーナーでは、下位の河床礫との間に厚さ20～30cmの元禄から正徳期の瓦の層が挟まれる。A 0701トレーナーでは、石出し1付近にのみ分布し、堆積形態から上部と下部に分けられる。下部は、石出し1の周りに洗掘によって形成された凹地を埋めた堆積形態を示す。礫層の間にはドレープ状のシルト層が挟まれる。それに対し、上部は上に凸の堆積形態を示しており、全体としてバー地形をなしている。

G層（河床礫層） 庭園遺構部やB 0701トレーナーの最深部に露出する礫層である。多くのトレーナーでは、この礫層の分布する深度に達していないか、あるいはこの礫層がもっと流路側に分布するために確認できない。礫径は数cm～10cmで、現在の宇治川の河床礫より小さい。礫種はチャートや頁岩など丹波帯に由来するものが多いが、花崗岩質の礫も含まれる。

第2節 検出遺構の概要

A. 遺構の表記方法

トレーナー番号の変更 トレーナー番号については、発掘調査中に付与したトレーナー番号では全体的な管理に不便が生じたため、整理作業中にトレーナー番号を整理し、報告に当たっては新しい表記番号を用いることとした。当初は「乙方遺跡」の1～14トレーナーとして発掘調査を行っていたが、「宇治川太閤堤跡」に関するトレーナーの表記方法を「地区名+調査年度+トレーナー個別番号」と改めた。この旧トレーナー番号と新トレーナー番号とは一覧表で対照できる。

表記方法 表記方法については『発掘調査のてびき』に準拠して、遺構の性格別アルファベット略号を用いた。表記の仕方については、「遺構性格名+略号+番号」を正式なものとし「略号+番号」も併用することとした。遺構番号は通番とした。

また護岸遺構SX 01については、その遺構の性格から検出したトレーナー毎に遺構番号を付与するのではなく、いずれのトレーナーのものもSX 01として扱うこととした。水制遺構についても、護岸遺構SX 01に伴うものであることから、個別に遺構番号は与えていない。

B. 遺跡の全体状況 (Fig. 10)

調査地の全域で検出した護岸遺構 SX 01 は、遺構の西側の宇治川が造り上げた砂洲の堆積と、遺構の東側の B 区付近の谷状地形や C 区以南の河岸段丘などの後背地との境に位置している。遺構の西側のかつての砂洲であった場所には、現在は茶畠が広がっている。発掘調査にあたっては、護岸遺構 SX 01 の遺構の状況や、護岸が當まれた當時から受け継がれている字界などを基準に北から順に A～D までの 4 地区を設定した。A 区は最北端に位置し、平成 19 年度に最初に護岸遺構を確認した調査区である。B・C の両区は、A 区以南の護岸遺構 SX 01 の推定延長線上にトレンチを設定し、発掘調査を順次進めていった。現在のところ護岸遺構 SX 01 は全長 250 m を確認している。C 区の護岸形式が不確定であることと、D 区においては護岸遺構を検出していない点については、今後の調査に期待される。

第 3 節 主 要 遺 構

A. A0701 トレンチの主要遺構

遺構の全体状況 (Fig. 9) A 0701 トレンチは最も北に位置する調査区で、護岸遺構 1、水制遺構 2 を検出した。東は「菟道稚郎子墓」、西は宇治川の現右岸堤防に挟まれた南北に長い調査区である。もともと、乙方遺跡の 2～4 トレンチとして 2 m 幅で掘削作業を行っていたが、

3 トレンチで検出した護岸遺構が大きな広がりを見せたために、拡張を行い A 0701 トレンチに統合して検出作業を行った。駐車場として利用されていた擁壁沿いのトレンチのほぼ全域で、護岸遺構を検出している。

護岸遺構 SX 01 護岸遺構 SX 01 は、A～C の調査区にわたって全長 250 m を検出した宇治川の旧護岸である。また護岸遺構 SX 01 に付属する構造物として、後述する水制遺構を 2 種類、合計 5 カ所検出している。

本トレンチでは、トレンチの東辺に沿って、現堤防とほぼ平行にはしる遺構を全長 85 m 検出した。南北に長い遺構は、中ほどで西へと緩やかに屈曲している。現在でも調査地付近は、宇治川が平野部に流れ出て、その川幅を一旦広げた後にやや狭める部分である。護岸築造当初においても、川や護岸の変化点であったと考えられる。護岸の規模は、馬踏（ばふみ、天端のこと）幅が 2 m、敷幅（護岸の底辺幅）が 4.7～6 m、高さが 2.2 m、法面石張りの平均傾斜は 30° を測る。護岸の馬踏面の高さは、全長 85 m のうちで標高 14.0 m～14.4 m と急激な変化はないものの、高さは下流へ向かって緩やかに減じている。

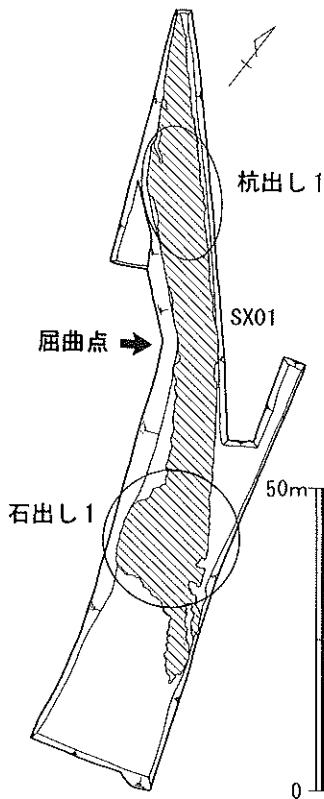


Fig. 9 A0701 トレンチ
検出遺構概略図

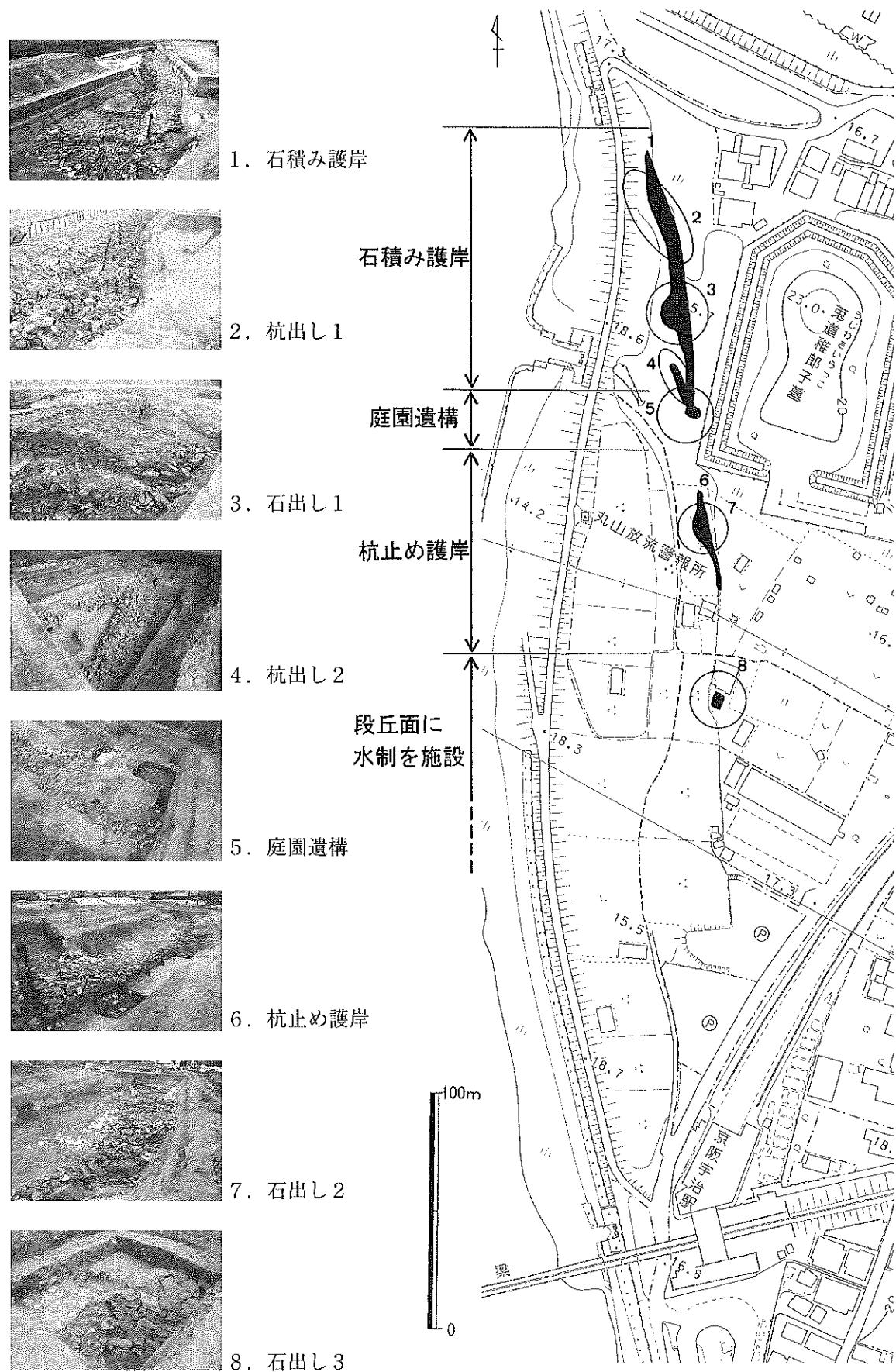


Fig.10 全体遺構概略図

使用石材 護岸遺構や水制造構に使用されている石材は、大半が頁岩・粘板岩の割石である。割石の詳細な産地は不明であるが、調査地より3km上流の天ヶ瀬付近には、頁岩・粘板岩を主とする「天ヶ瀬層」が広がっており、調査地より上流の宇治川筋が主な産地であると考えられる。また一部では、宇治川のものと考えられる川原石も見受けられる。川原石は護岸の築造・補修に関するものの可能性があるが、宇治川の水流によって打ち上げられたものも含まれているであろう。

石張り 護岸遺構は、上半の石張り部と下半の石積み部の2段構造となっている(Fig.11)。石張りは、石積み直上の法面から馬踏にかけて板状の割石を張りつけたもので、傾斜角は20～35°である。遺構保存の観点から断ち割り調査を行っていないため表面からの観察となるが、石張りの施工に関して裏込めではなく、簡単な整地は行われたと考えられるが、板状割石を直接置いただけの状態である。板状割石は、頁岩・粘板岩の一手で、短辺が10～50cm、長辺が20～90cm、厚さ10cm前後の割石が多く見られる。石張りは、目地理めはされておらず平均的な割石の間隔は数cm～10cmである。

石積み 石積みは、護岸最下部に2～4列の「止め杭」を打ち込み、その内側に割石を詰め込んで護岸としている。石出し1より上流では護岸の破損が激しいこと、杭出し1より下流では検出長が短いことから、この2点間(石出し1～杭出し1)で石積みの構造を見ると、2本の止め杭列の内側に割石を充填していることがわかる。止め杭列は30mの区間内で、多少のばらつきがあるものの平均60cmの間隔(杭の中心～中心、これ以後も同じ測定方法)でそれぞれ58本の杭が打ち込まれている。さらに石出し1直下では、石出しに当たった水流の影響による洗掘から石積みを守るために、止め杭列の前面に平行して上流側から覆い被せるようにして、2本の杭列が存在する。20mの区間に、平均60cmの間隔で14本と30本の杭が打ち込まれている。これら4列の杭は丸太芯持ち材で、直径は平均7cm、全長は不明である。樹種同定を行っていないため材質は不明である。また腐植が進んでいるため詳細な加工度合いは不明であるが、面取りなどは行われていないと思われる。充填された割石は、石張り部と同じく頁岩・粘板岩の一手で、拳大から人頭大のものが大半である。護岸の最も裾に位置する杭列には、意図的に杭に当てて置いたと考えられる長さ50cm前後の巨大な割石が多く見られる。

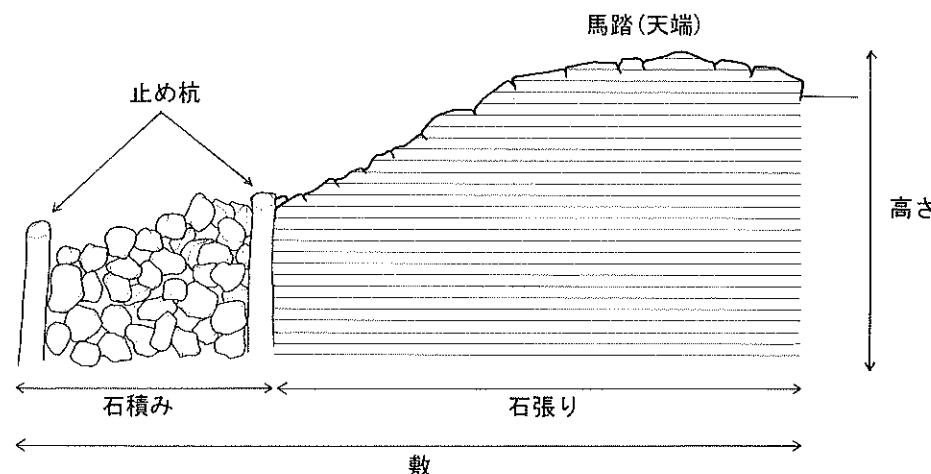
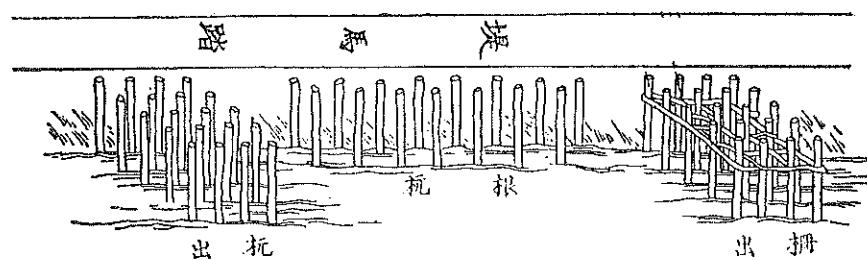
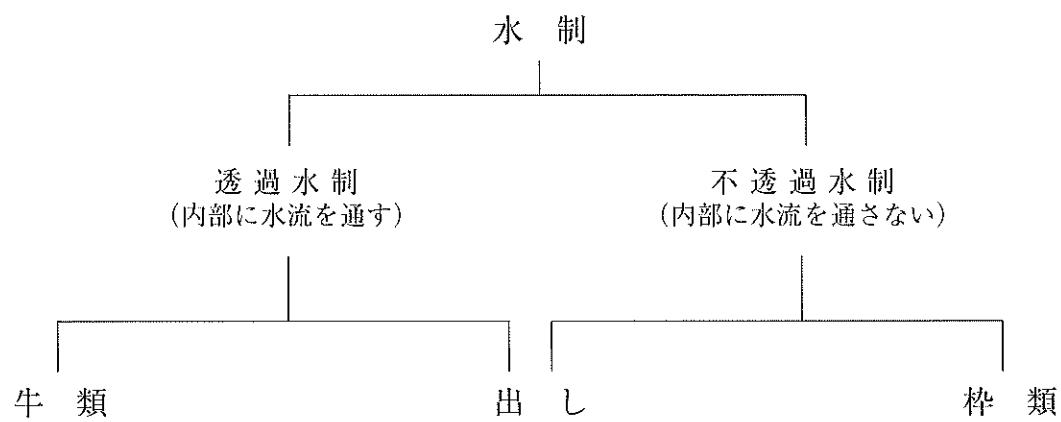
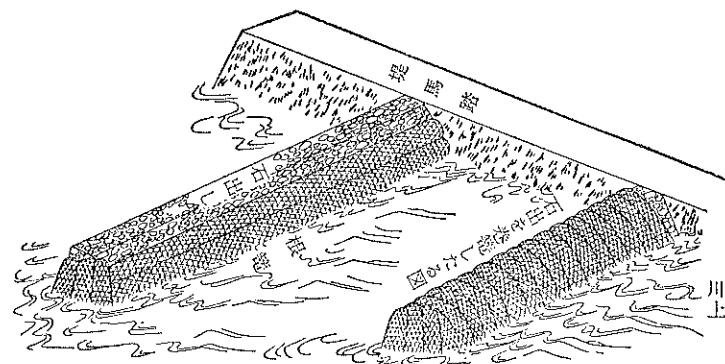


Fig.11 石積み護岸部分名称図



出し：杭出しの図（『隣坊溝洫誌』）



出し：石出し（『地方凡例録』下巻）

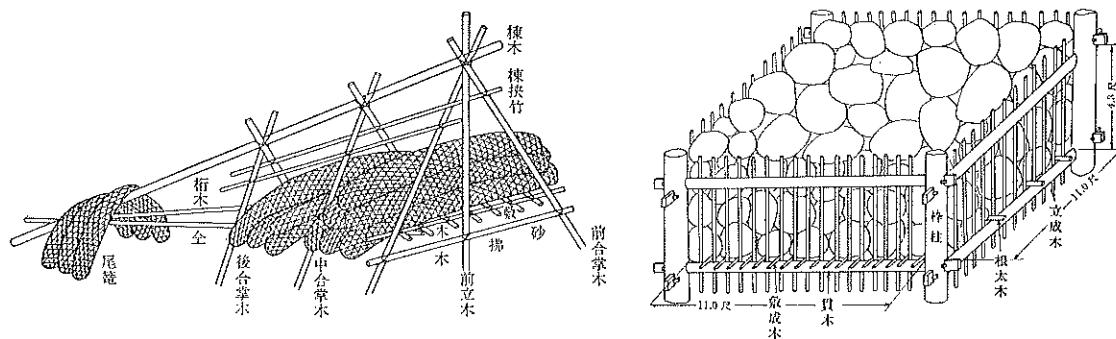


Fig.12 水制の種類

水制遺構 (Fig.12) 今回の調査では、護岸から川へ張り出した構造物を 5 カ所検出した。この構造物は、堤防・護岸への水流の激突や洗掘を防ぐための施設で、現在では水制（すいせい）と呼ばれる。水制は堤防・護岸にあたる水の勢いを弱めて、水制の陰に土砂の堆積を促すことを目的としている。近世の治水技術は「堤川除普請」と呼ばれ、現在の治水と同じく堤防を基本としていた。その堤防の前面には護岸や水制が配置され、これらが「川除（かわよけ）」と呼ばれた。

水制は河岸から水流に対して、直角に設置するものが多く「刎ね」や「出し」と呼ばれた。出しは設置する川の性格や周囲の環境によって構造が異なり、その使用材料の違いから「土出し」「籠出し」「杭出し」「石出し」と称された。水制は構造の違いから、水が内部を通過し水流を減速させる「透過水制」と、水が内部を通過せず流路の方向を規制する「不透過水制」に分けられる。水制には出しのほかに「枠類」と「牛類」があり、杭出しと牛類が透過水制、出しの大半と枠類が不透過水制にあたる。また水制は単独では効果は弱く、複数の水制を川の状況にあわせて配置し、水制群となって初めてその効果を発揮する。

杭出し 1 杭出し 1 は、S X 01 の屈曲部付近の馬踏やや下から 150° の角度で下流方向へ 3 本の杭列を出したもので、幅 2 m、先端が調査区外のため全長は不明であるが、20 m を検出した。天端の標高は 13.0 ~ 13.4 m で、先端に向かって高さは減じている。杭の直径は平均 15 cm で、約 56 cm の間隔で護岸側から 29 本、29 本、36 本を確認した。杭は、表皮を残す丸太芯持ち材で面取りは行われていない。上端部の木口は腐植が進むが、一部では木口が平坦に削られた杭が見受けられる。また樹種同定を行っていないため、材質は不明である。また杭出し 1 は、杭列の内部に護岸と同じ割石を充填している。割石は拳大から人頭大で、ほぼ杭の先端に達する高さまで充填されている。川へ近づくほど割石は大きくなり、川と接する部分では、護岸本体の石積み部のような様相を呈している。

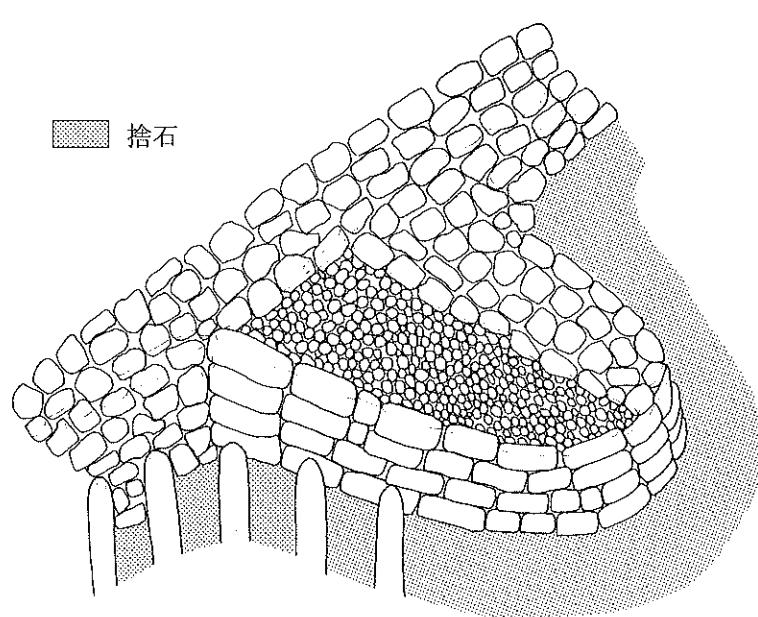


Fig.13 石出し模式図

石出し 1 (Fig.13)

石出し 1 は、杭出し 1 の上流 30 m で検出した。平面台形状で、護岸から 90° の角度で築かれている。石出し 1 は、護岸と同じく 2 段構造で、上部構造の石垣部と、その土台となる下半の捨石部からなる。

捨石部は、拳大から人頭大の割石で護岸から舌状に大きく張り出して築かれている。上流側ほど大きな割石が使用されているが、長辺が 50 cm を超えるものは、

上部石垣部の崩落石と考えられる。規模は最大幅 15 m、先端は調査区外であるが、突出長 10 m を測る。高さは 1.2 m で、護岸の石積み部とほぼ同じ高さである。

石垣部は平面台形状で、その四方を石垣で囲み、内部には頁岩・粘板岩の割石を充填する。天端の破損が著しく、築造当初の状態は不明である。石垣は布積みで築かれ、下流側の石垣は横目地の通る様子が観察でき、特に残りがよい。石垣は石張り部と同規模の板状割石を使用し野面の小口積み、裏込めは人頭大の割石で幅 1 m、その内側に 15cm ほどの割石を隙間なく充填している。また先端の石垣は緩やかな曲線を描いている。石垣部の規模は、基部幅 9 m、突出長 8.5 m、高さは 1 m を測る。

石出しと護岸との接続方法は、上流・下流の石垣を直接護岸に造り付けるのではなく、護岸側にも石垣を積み上げ、接続している。

B. A0801 トレンチの主要遺構

遺構の全体状況 (Fig.14) A 0801 トレンチは、A 0701 トレンチに南接するトレンチで、護岸遺構 1、水制遺構 1、庭園遺構 1 を検出した。当初は、乙方遺跡の 1 トレンチとして 2 m 幅で調査を行ったが、数ヶ所の断ち割りでは護岸遺構を検出することはできなかった。しかし護岸遺構 SX 01 の範囲確定のため、A 0801 トレンチとして改めて調査を行った。

護岸遺構 SX 01 トレンチ北半で検出した宇治川の旧護岸で、A 0701 トレンチの延長部にあたる。幅 2 m、高さ 1 m、全長 15 m を検出したが、遺構保存のため過度な掘削は行わなかつたので、当初の規模は不明である。本トレンチでは、馬踏の石張りは検出できなかった。川側の法面に荒い石張りを施し、裾に杭を打ち込んでいる。割石は頁岩・粘板岩の一手で、法面上端では長辺 40 ~ 100cm、短辺 30 ~ 40cm、厚さ 10 ~ 20cm の他より巨大な割石が使用されている。杭の直径は平均 6 cm、30 ~ 70cm 間隔で 11 本と 30 本の 2 列が打ち込まれている。表面検出のみで掘り下げていないため、加工状況は不明であるが、すべて丸太芯持ち材である。馬踏の標高は 14.4 ~ 14.5 m で、A 0701 トレンチから上流へ向かって緩やかに高くなっている。

杭出し 2 本トレンチの護岸遺構 SX 01 の南端の馬踏付近から、150° の角度で下流側へ 3 本の杭列を出したものである。幅 3 m、先端が調査区外のため全長は不明であるが、15 m を検出している。天端の標高は 13.7 m で、杭出し 1 よりも高い。杭は杭出し 1 と同規模のものが多く、約 50cm の間隔で打ち込まれている。表面検出に留めたため、詳細な本数は不明である。杭列内には、杭出し 1 と同規模の頁岩・粘板岩の割石を充填している。

庭園遺構 SG 02 庭園遺構 SG 02 はトレンチの南半で検出し、護岸遺構 SX 01 のライン上に位置する。庭園遺構 SG 02 は、上下 2 段の池と洲浜状遺構で構成さ

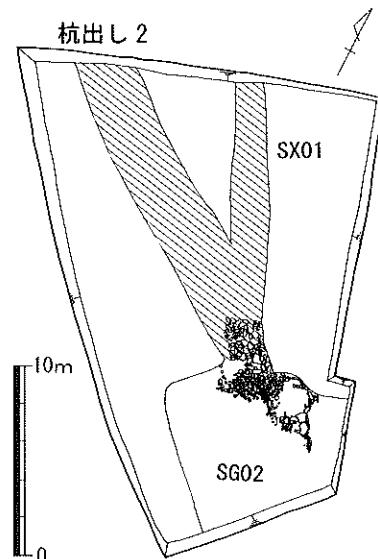


Fig.14 A 0801 トレンチ
検出遺構概略図

れている。上段の池は、深さ 1.5 m、直径 2.1 m の桶の上部に石組みを配している。石組みに使用される石材は、護岸遺構 S X 01 と同じ頁岩・粘板岩の板状割石と、宇治川由来と考えられる川原石である。板状割石は長さ 30 ~ 40 cm、川原石は長さ 20 ~ 40 cm のものが主である。桶の部材は、幅 15 cm、厚さ 2 ~ 3 cm の板材で、遺構保存のために養生の後埋め戻しを行ったので、樹種は不明である。下段の池は、上段池西側の流出口付近から西へ延びる幅 1.5 m、長さ 4 m の洲浜状遺構と、それに直交する杭と板材で留められた上下 2 段の川原石群とで構成される方形の池である。洲浜状遺構の礫は、長さ 15 cm 程度の宇治川の河床礫で、チャート・砂岩を主とする円礫が使用される。下段池中には、景石として置かれた可能性のある石が 6 点認められる。また、上段池の流出口と下段池底の比高は 20 cm である。

トレンチ南端の断ち割りの結果、庭園遺構 S G 02 の下層には 17 世紀末葉を上限とし、18 世紀前葉を下限とする瓦溜り、さらに下層には黒褐色粘質土の有機質堆積が認められた。

C. B0701 トレンチの主要遺構

遺構の全体状況 (Fig.15) 本トレンチは、A 0801 トレンチの南 25 m、菟道稚郎子墓の南側に広がる谷状地形の西端に位置する。護岸遺構 1 と水制遺構 1 を検出した。当初は、2 m 幅の 2 カ所の試掘トレンチで調査を行っていたが、それぞれで異なる護岸形態が確認されたため、B 0701 と統合して調査を行った。南北 35 m のトレンチの全域で護岸遺構を検出した。

護岸遺構 S X 01 護岸遺構 S X 01 の延長部 35 m をトレンチのほぼ全域で検出した。A 0701 トレンチで検出した法面を持つ石積み・石張りの護岸と異なり、杭などの木材で垂直に築き上げられた杭止め構造の護岸となっている (Fig.16)。杭止め護岸は、まず直径 8 cm の杭 (かせ木) を 15 cm の間隔で柵状に密に打ち並べ、その陸側に A 区と同じ頁岩・粘板岩の割石を充填している。

かせ木はトレンチ中央の石出し 2 の上流側の 15 m の区間 (一部遺構保護のため検出していない) で 39 本、下流側の 10 m の区間で 78 本を確認している。割石は拳大から長さ 40 cm のもので、A 区の割石より青みが強い。かせ木の前面 (川側) には直径 16 cm の支え柱を打ち込み、かせ木との間の上端に横板 (頭押え) を挟み込んでいる。支え柱の間隔は 1.5 ~ 2.1 m と一定していない。おそらく支え柱は、長さが 1.5 m と 4 m の頭押えの横板に合わせて打ち込まれたのであろう。頭押えの幅は 14 cm、厚さは 6 cm である。支え柱のさらに前面には、かせ木と同規模の規則性を持たない足固めのための杭が打ち込まれている。護岸の規模は、幅 1 ~ 3 m、高さ 1 ~ 2.4 m を測る。

またトレンチ南端では、護岸の埋没過程の中で廃棄された 18 世紀後半期の瓦溜りが 40 cm の厚さで堆積している。

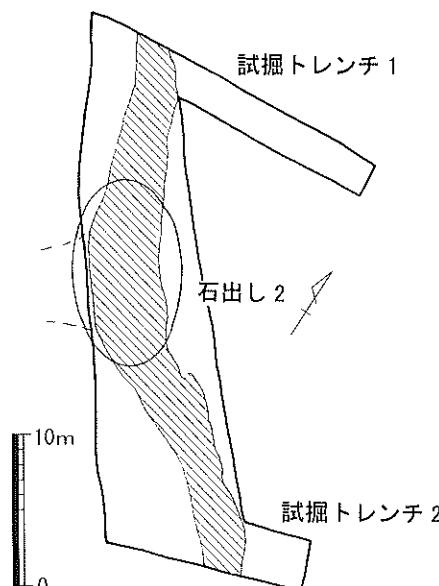


Fig.13 B 0701 トレンチ
検出遺構概略図

石出し2 トレンチ中央部で基部のみを検出した。
 大半は調査区外で、石出し1との距離は93mである。
 下部構造である捨て石部の有無は調査範囲の制限から確認できず、護岸から垂直に張り出した上部構造のみの検出に留まった。上部構造は多量の捨石に覆われた上流側の石垣と、下流側の石垣を検出した。石垣の傾斜は45°と石出し1よりも緩やかに造られている。そのためか本遺構では明確な石垣の裏込めは認められなかった。石垣は長さ20~60cm、厚さ20cmの板状割石で築かれ、両側の石垣を直接護岸に接続している。石垣の内部には石出し1と同様に、15cm程度の割石を隙間なく充填している。石出し2の規模は石垣部の幅10m、検出長3.5mである。

D. B0801 トレンチの主要遺構

遺構の全体状況 (Fig.17) 本トレンチはB 0701 トレンチに東接するトレンチで、護岸遺構SX 01の後背地にあたる。乙方遺跡の7トレンチで検出した石積み区画と、護岸遺構SX 01との関係を明らかにするために、護岸遺構SX 01の垂直方向に長く設定したトレンチである。護岸遺構1、石積み区画2、粘土採掘坑11を確認した。

護岸遺構SX 01 B 0701 トレンチから続く、護岸遺構SX 01の延長部を9m検出した。本トレンチでは調査を平面検出に留めたため、護岸前面の過度な掘り下げは行わなかった。しかし護岸が法面を持たないこと、前面にB 0701 トレンチ南端と同様の瓦溜りが認められたことから、基本構造はB 0701 トレンチのような杭止め構造の護岸であると考えられる。トレンチ北端で2mあった幅は、南端では80cmと幅を次第に狭めている。

石積み区画SX 03、04 トレンチ東半で検出した、石積みの区画である。頁岩・粘板岩の板状割石と、一部川原石で2段ないし3段の石積みがなされている。東西方向に主軸を持つSX 03は、トレンチ東端で北へと向きを変え、それぞれ東と南に面を持つ。断続的ではあるが、東西45m、南北7mを検出した。SX 04は乙方遺跡7トレンチで検出した石積みの延長部にあたり、SX 03と平行にはしる。南に面を持つ石積みを17m検出した。

石積みの上部および内側が耕作のための削平を受けており、遺構の詳細は不明であるが、北から南へと緩やかに傾斜する付近の地形を利用するための離壇状の造成の際の石積み区画であった可能性が考えられる。

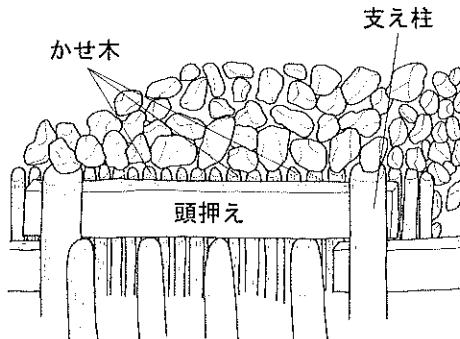


Fig.16 杭止め護岸部分名称図

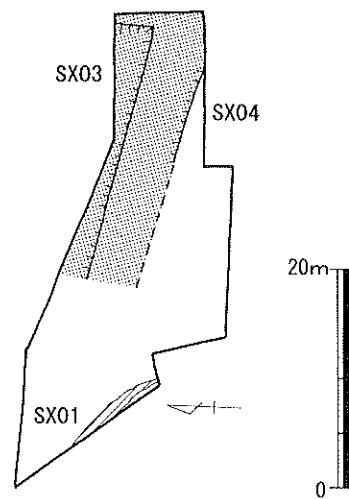


Fig.17 B 0801 トレンチ
検出遺構概略図

E. B0802 トレンチの主要遺構

遺構の全体状況 本トレンチはB 0701 トレンチの南40 mに位置し、護岸遺構 S X 01 の延長部を検出した。トレンチ南側には、近世から受け継がれる宇治と菟道の字界にあたる水路が東西にはしる。乙方遺跡7 トレンチで確認した流路跡の流末が本トレンチ付近で宇治川に接続していると考えられるため、護岸遺構 S X 01 はB 0801 トレンチ付近から幅が狭くなり、高さも減じてきている。

護岸遺構 S X 01 は遺存状態が悪く、護岸形式は土層断面の観察からとなるが、杭打ち並べ、その裏側に頁岩・粘板岩の割石を詰め込んだ杭止め護岸に近い構造が予想される。

F. C区の主要遺構

遺構の全体状況 (Fig.18) C区はA区から150 m、B区から75 m南に位置し、C 0701・C 0801 トレンチ付近はB区周辺の谷地形の南端にあたる。両トレンチの東側は他より2 m高い段丘面から舌状に張り出した地形で、当初から水制の存在が予想されていた場所である。現在護岸遺構 S X 01 を確認している最南端の調査区で、水制遺構1を検出した。

石出し3 C 0701・C 0801 トレンチのほぼ全域で、天端と下流側の石垣を検出した。石出し2との距離は77 mである。石垣の傾斜は、石出し2と同じ45°である。調査面積が狭いため詳細な構造は不明であるが、下流側の石垣を直接段丘に造りつけている。石垣の使用石材は石出し2と同規模である。

天端には、A 0701 トレンチの護岸本体のような石張りが施されている。長さ60cm、幅40cm、厚さ15cmほどの板状割石で石張りがなされ、中には拳大の割石が充填される。

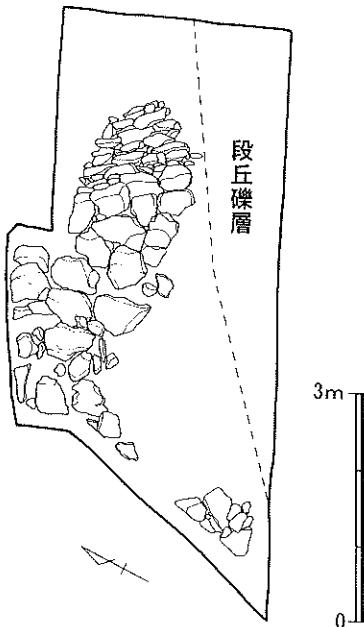
C区では現段階では水制遺構のみの検出に留まり、付近の護岸遺構の形態は不明である。

G. D区の主要遺構

遺構の全体状況 D区は最南端の調査区で、東半は一段高い河岸段丘面が広がり、西半は宇治川の砂洲堆積上に茶畠が広がっている。護岸遺構 S X 01 の想定ライン上に2本の2 m幅のトレンチを設定した。

東側のD 0801 トレンチは、盛土を除去したところ多量の煉瓦が出土した。近くには煉瓦を搬出するためのトロッコのレールがあった高まりが残されており、明治期には煉瓦窯が営まれていたようである。D 0801 トレンチは、C区から続く段丘ライン上に築かれた擁壁の川側にあたり、杭や石積みなどの護岸遺構 S X 01 に関する遺構を検出することはできなかった。D 0801 トレンチから西へ20 mのD 0802 トレンチは、河川堆積を基本とし、護岸遺構は認められなかつた。

Fig.18 C区検出遺構概略図



第4節 遺構の年代

護岸遺構の造営時期と埋没年代 今回の発掘調査で確認された護岸遺構 S X 01 は、北端の A 0701 トレンチから C 0701 トレンチまでの範囲で断続的に検出されている。前述のように、護岸構造は部分によって違うものの、護岸の全体的な線形はスムーズにつながり一連の遺構であることを十分に理解させる。さらに C 0701 トレンチから南に延びる河岸段丘線とも、護岸遺構の推定延長線形は合致している。すなわち、この護岸遺構 S X 01 は、今回発掘調査が及んでいない南へは C 0701 トレンチで部分的に発掘した状況のように、河岸段丘を利用し所々に水制を構築しているものと想定してよいだろう。

さて今回、護岸遺構の築造年代を直接的に推し量る出土遺物はきわめて乏しい。これは治水施設のという性格から、そもそも生活什器類が遺跡に量的に残される可能性が低いからであり、遺物からの年代推定には、埋没過程を含めた総合的な検討が必要となる。

遺構の埋没年代をうかがう最良の資料は、A 0801 トレンチで検出した庭園遺構 S X 02 盛土層出土の瓦資料である。庭園遺構 S G 02 は、この付近が洪水砂礫によって急速に埋没し、護岸遺構 S X 01 が 1 m ほどの高さを残し埋まり込んだ段階で、護岸残部を利用しつつ構築された庭園であり、その盛土層中に偶然にも一括投棄された瓦群が確認できた。この瓦群は後述のように付近の瓦窯で生産されたものが投棄されたもので、年代的に 17 世紀末から 18 世紀前葉にほぼ限定できるものである。すなわち庭園遺構 S G 02 付近の護岸は、概ね元禄期には埋没し機能を失っていたことが理解でき、庭園遺構周囲の埋没層上面に同時期の陶磁器や瓦が散乱して検出されたのは、この辺りが陸化し人々の生活域に組み込まれていたことを証左する。B 0801 トレンチの護岸遺構部に 18 世紀後半期の廃瓦捨て場が検出されたことも同様なあり様を示している。

また庭園遺構 S G 02 の瓦資料と同時期に比定できる完形の土師皿 (PL. 31 - 34・35) が、A 0701 トレンチ石出し 1 の崩落石中と杭出し 1 から出土している。前者は石出し 1 が河川水流に対抗する中で幾度か破損し、その修理過程の中で混入したものと考えられ、後者も同様の状況が想定できる。いわば 17 世紀末から 18 世紀前葉段階においては、庭園遺構 S G 02 辺りから上流部にかけては、現在のような河川堆積地形の形成がほぼ終息しており、かわってその下流はまだ護岸機能を保持していたことが理解できる。出土遺物からすると、A 0701 トレンチが洪水による砂礫層によって急速に埋没するのは 18 世紀中葉以降であり、19 世紀前半には発掘前のように完全に埋没し草木が繁茂していた状況が土層から推定できる。以上のように出土遺物からすれば、17 世紀末には調査範囲の護岸遺構 S X 01 の大半は河川の洪水砂礫によって埋没し機能を失いつつ、機能を残す一部に破損部の修復が行われていたことを知ることができる。

考古学的手法による造営年代の確定については、今後の発掘に期待するしかないが、現時点における造営時期の確定は、1600 年代末以前において、使用石材の寡占という特色ある材料調達の在り方を示し、石出しに文禄・慶長期によく用いられた布積み技術を伝え、急流宇治川に施工された大規模治水工事が、一体どの歴史的事件に帰着するのかということであり、これらを総合的に評価すれば、文禄 3 年 (1594) 着工の太閤堤の造営に行き着くことは、最も適切な判断であると考えている。

第Ⅳ章 出土遺物

第1節 出土遺物の概要

A. 出土遺物の概要

今回の発掘調査で出土した遺物の総量は、出土時点においてコンテナバットに30箱程である。種類は多い順に、瓦、磁器、陶器、土師器、瓦器、木製品、金属製品、その他となる。主体を占める瓦は20箱程度である。時代は近世が主体で、弥生土器、古墳時代・奈良時代の須恵器が少量伴う。

治水遺跡の性格から、基本的には遺構の機能に関して有機的に連絡する遺物はほとんどなく、遺構の埋没過程の中で包含された遺物が基本となる。また、遺物がまとまって出土した遺構としては、A 0801 トレンチの庭園 S G 02 下層の瓦溜りと B 0701 トレンチの上層の瓦溜り程度で、大半は埋土内からの単独出土である。また埋土についても、護岸遺構 S X 01 より西側には宇治川の河川堆積、東側には陸部の堆積が展開し、その上を近代以降の耕作土が覆う状況を基本とするため、包含される遺物の来歴については、区分けして考える必要がある。

B. 報告する遺物の選択

出土遺物の報告書掲載にあたっては、遺構の時期や性格を判断する上で重要なものの、時期的特徴を示すものを基準に選択した。具体的には、主体を占める瓦類においては、軒丸瓦、軒平瓦などの道具瓦の主要品の掲載に努め、平瓦・丸瓦については基本に割愛した。

土器類については出土量が少なく、かつ全体的に破片化が進んでおり図示できるものが少ないが、遺跡の時期を示す上で必要と思われるものを選び出し掲載した。図示した出土遺物は瓦類31点、陶磁器類38点、金属製品1点、合計70点である。

第2節 主要出土遺物

以下に主要な出土遺物について、種類とトレンチごとに状況を説明する。

A. 瓦類

A0701 トレンチ (PL. .29) 当該トレンチでは、主に護岸遺構 S X 01 西側の流路部河川堆積中に瓦片が散見された。種類は軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、軒棧瓦、棧瓦などで、大半が近世の所産である。図示した1と2は、共にトレンチ北の杭出し前面の河川堆積中から出土したもので、さほどローリングを受けた痕跡はない。軒平瓦2は細い花頭とそれを抱く特徴的な子葉の中心飾を配するもので、類例が市内五ヶ庄所在の萬福寺塔頭天真院の経蔵にある。天真院経蔵使用瓦については、瓦銘から元禄8(1695)年に宇治乙方在住の瓦師山田源左衛門正勝によって製作されたことが判明している。巴文軒丸瓦の1についても、この天真院経蔵で主体的に使用されているものと似る。

鎌形軒棧瓦の3はトレンチ南部のほぼ護岸遺構 S X 01 が埋没した状況下で河川堆積に包含さ

れたもので、残りが比較的良好。同范品が宇治橋上流右岸にある興聖寺衆寮にあり、鬼瓦には「天保十四年（1843）年卯八月 瓦師藤田市兵衛」銘がある。棟瓦には藤田市兵衛の屋号「宇治市」の刻印を持つものが確認できた。また文化9（1812）年源左衛門作銘の鬼瓦がある宇治橋上流右岸の正覺院にも「宇治市」刻印の同文軒棟瓦が認められる。

A0801 トレンチ (PL. 29) 図示した遺物は、庭園遺構 S G 02 下層の瓦溜り出土のものである。当該瓦溜りは庭園遺構 S G 02 の造成に伴うものと考えられ、その造営年代を窺う資料群である。出土した瓦の種類は、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、軒棟瓦、棟瓦、鬼瓦、壠瓦、瓦_、菊丸等多種に及ぶ。破片度合いが少なく残りもよいため、完形状態を主体とした瓦群が一括投棄されているものと考えられる。

4～6は巴文軒丸瓦であり、5は彫りが浅く珠文が大振りな点に特徴がある。7は鳥衾で文様は先の1と類似する。8・13～16は飾棟用の菊丸で8は大型品である。9～11は軒平瓦である。9は宝珠を中心飾とする大型品であり反りが緩い。類例を知らない。10は桐葉を中心飾とし外縁下段内側を格狭間にしたものである。11は子葉形状が異なるが10と同文である。12は軒棟瓦の平部瓦当である。

軒平瓦10と同文品は「元禄十五年（1702）午八月吉日 瓦師山田源左衛門尉」銘鬼瓦が乗る興聖寺僧堂にかつて多用されており、11同文品は「正徳弐年（1712）壬辰七月中旬 当宇治住山田源左衛門作」銘鬼瓦が乗る宇治専修院表門の中心瓦となっている。巴文軒丸瓦5同文品も専修院表門で多用されている。また軒棟瓦12は萬福寺で散見され、以前の乙方遺跡の発掘においても軒平瓦10・11と共に判することが確かめられている。以上から考えると、これら資料群には、概ね17世紀末葉を上限とし、18世紀前葉を下限とする年代観を推定することが可能となる。近傍に宇治の在郷瓦師山田氏の窯場があるため、その焼成時か出荷時などに破損したものを投棄した瓦溜りと考えられる。

B0701 トレンチ (PL. 30) 図示した遺物は、杭止め構造の本トレンチ護岸遺構 S X 01 が河川堆積でほぼ埋没し、その残況部分に投棄された瓦溜り出土品を中心としたものである。出土した瓦の種類は、軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、軒棟瓦、棟瓦、鬼瓦、壠瓦、瓦博、菊丸等多種に及ぶ。基本的には在郷瓦師山田氏の不良品捨て場と考えられる。

図の17～22は巴文軒丸瓦である。いずれも巴の頭部がしっかりした円形に近づいており、前述のものより新しい様相を示す。23は軒棟瓦の平部瓦当であり、中心飾に「水」のくずし字をおく。この個体自体は掘削中に出土したものだが、同范小片が瓦溜りにあるため掲載した。24は小丸付軒棟瓦で平部瓦当の文様は10と同文であろう。この個体も掘削中に出土したもので、棟瓦の製作手法の事例として掲載した。25は水滴形軒平瓦の袖瓦である。同范が平等院にある。26～28は菊丸、31も飾棟に使用する道具瓦と考えられる。30は瓦博であり、裏面に接着用の工夫としてコテ先でハの連続形に圧痕をつける。29は丸瓦片で凸面頂部に「宇治源左衛門」の刻印がある。刻印はこの他に枠なしの「宇治山田源左衛門」、枠付きの「宇治山田源左衛門」が認められる。これら瓦溜り出土品の年代については、23の軒棟瓦から18世紀後半期が想定でき、伴出する巴文軒丸瓦の年代観とも齟齬はない。

B. 土器・陶磁器・金属製品

A0701 トレンチ (PL. 31) 当該トレンチでは、護岸遺構 S X 01 の西側流路部を埋める河川堆積中、護岸遺構 S X 01 を埋める堆積中及び護岸遺構崩落中に土器や陶磁器類と少量の金属製品が散見された。全体的に破片化が進んでいるなかで、磁器碗については比較的残りが良い。

護岸遺構 S X 01 の検出中に出土したものに、土師皿 32・33、土師器釜 40、備前の花生 38、肥前系磁器 42・43・44・45 がある。32 は土師皿小型品。33 は見込みに圈線を持つ。40 は把手をつける茶釜形土器で、精良な粘土を用い外面にススが付着する。42～45 は波佐見焼のいわゆるくらわんか手茶碗で、44 は印判による五三桐紋が押される。18世紀前葉から後葉にかけてのものである。36 は京焼系半筒茶碗で、底部に「木」の墨書がある。18世紀中葉と考えられ、河川堆積中から出土した。

トレンチ北部の杭出し 1 を埋める河川堆積の下層で検出したものに、土師皿 34、土師器ミニチュア 39、肥前系磁器 41、金属製品 46 がある。34 は完形で残りが良い。見込みに圈線を持つ。17世紀末から 18世紀前葉に比定できる。39 は手づくねのいわゆるツボツボである。41 は外面青磁内面染付の半筒茶碗、46 は銅薄板で製作した円形蓋状のもので、中央部に燭台が付く。

トレンチ南部の石出し 1 の崩落部から出土したものに、土師皿 35、京焼系陶器碗 37 がある。35 は 34 に類似し、完形で見込みに圈線を持つ。17世紀末から 18世紀前葉に比定できる。

A0801 トレンチ (PL. 31) 当該トレンチでは、護岸遺構 S X 01 の杭出し 2 付近の検出中と、庭園遺構 S G 02 下層から、瓦類に混じって土器・陶磁器が出土している。

杭出し付近の検出中のものに、土師皿 47・48、京焼系陶器 49、産地不明陶器 60、肥前系磁器 52・53 がある。47・48 は見込みに圈線を持ち、48 は油ススが口縁部に付着する。49 は半筒茶碗で外面下半に糸束目状の文様が押され白釉が、外面上半と内面は茶系の天目釉がかかる。60 は内外面に鉄釉をかけるもので茶壺あるいは水差と考えられる。52・53 は波佐見焼のくらわんか手碗である。時期的には 17世紀後葉から 18世紀前葉に比定できる。

庭園遺構 S G 02 下層瓦溜りから出土したものに、土師器 59、肥前系陶器 54・55、信楽系陶器 58・、肥前系磁器 50・51・56・57 がある。59 は焙烙であり外面にススが付着する。54 は唐津系の平形碗、55 は内外面に白土の巻刷毛目が施され、現川焼の平形碗と考えられる。58 は信楽焼の花生、50 は伊万里系の口反りの小碗、51 は花生か筆筒と思われる。56・57 は波佐見焼のくらわんか手碗。この他に信楽焼の水差や陶器の捏鉢などがある。時期的には 17世紀後葉から 18世紀前葉に比定できる。

B0701・B0801 トレンチ (PL. 31) 当該トレンチでは、護岸遺構 S X 01 の検出中とその東部域発掘中に陶磁器類が散見された。

護岸遺構 S X 01 の検出中の遺物としては、土師皿 61、京焼系陶器 62・65、肥前系磁器 64・67・68 がある。61 は内面見込みに圈線を持ち口縁部に油ススが付着する。64・67 は波佐見焼の小碗で、64 には印判で紋形が施文される。68 は古手の猪口で 18世紀ごろと思われる。

東部域発掘中のものは、肥前系陶器 63、京焼系陶器 66、肥前系磁器 69、輸入磁器 70 がある。63 は朝鮮唐津様の碗で 16世紀末に比定できる。66 は天目釉の茶器、69 は波佐見焼のくらわんか手碗。70 はくちばし高台をもつ深手の染付碗で外底面には「富賢長春」の吉祥句が書かれる。

第V章 まとめ

第1節 治水遺跡としての特色

A. 護岸遺構 S X 01 の構造

複数の護岸形式 護岸遺構 S X 01 は、北から石積み護岸、杭止め護岸、段丘礫層に水制のみを施設、という複数の護岸形式で築かれている。これまでこの違いは、普請を担当した大名の違いや、水制遺構を1つの単位とした、などの理由を示してきた。しかしこれは、原地形の違いと護岸遺構 S X 01 が連続堤で築かれていることから、理解することができる。連続堤として1本のラインを通そうとした結果、谷状地形であったB区付近では、谷を埋めた土砂や割石を杭などで留める、杭止め構造の護岸が築かれた。その南側では、段丘礫層そのものに護岸としての機能を果たす強度があったため、護岸の施工を省略して、水制のみを造りつけた。A区付近では段丘礫層は認められないため、自然地形に護岸としての機能を与えるために、石積みと石張りを行ったと考えられる。以上のことから護岸遺構 S X 01 は、護岸形式の違いはあるものの、一連の施工であると考えられる。

連続堤 太閤堤が築かれた中世～近世においては、現在のように両岸の堤防の間に川を押さえ込むような治水手法は少なく、堤防は不連続で築かれ、その内側（陸側）には数多くの遊水地が存在した。しかし護岸遺構 S X 01 は、連続堤として築かれている。これは、宇治川左岸に築かれた横島堤と小倉堤との関連から理解することができる。前述（第II章第2節）の通り、横島堤と小倉堤は街道としての機能から連続堤で築かれている。横島堤の対岸、その中でも宇治川の元の流れを締め切った対岸に位置する、護岸遺構 S X 01 の築造に関してもその意識は受け継がれたため、連続堤で築かれ、さらに護岸形式の違いが生まれたと考えられる。

石出し1の石垣 石出し1の上部は四方を布積みの石垣で築かれている。しかし、近世中期以降に出現する地方書に代表される技術書には、石出しが盛土の表面に石張りを行うとされている。先端部の根固めに蛇籠を置くことはあるものの、2段構造で上部を石垣で築く石出しが他に例がない。また通常石垣は直線のみで築くが、石出し1の先端部の石垣は緩やかな曲線を描いている。石出し1の石垣は、築城技術の治水への援用が指摘される点である。

第2節 太閤堤の年代について

宇治川太閱堤は、護岸という遺構の性格上、出土遺物は多くはない。さらに保存を前提とした調査であるため、ほとんど断割りを行っておらず、構築過程もしくは護岸下層の遺物を検出していなかったため、遺物からの時期決定はできない状況にある。

このような中で、わずかに遺構の年代を決定する上で参考になるものがある。それは杭出し1の杭の根元から出土した土師器の皿と石出し1の崩落部から出土した土師器の皿である。これら

は17世紀後半代のものであるが、いずれも完形品であり、さほど摩滅も受けていない。このことから考えると、特に石出し1の出土状態では、崩落した後に土器が廃棄されたと考えるのが妥当であり、遺構の下限を示すものと考えられる。

さらに年代を考える上で大きな意味を持つのは、A 0801トレーナーの庭園遺構SG 02の瓦群である。これらの瓦は埋め立てに使われたものと考えられ、その上層に池が作られていた。時期は17世紀後半から18世紀前半のものである。この瓦群の下層には整地層などが認められることから、遺構面であることは明らかである。しかもこの部分では護岸が途切れていることから、護岸以前のものではなく同時期と考えざるを得ない。そうすると庭園遺構SG 02の池は護岸以後のものであり、やはり17世紀後半前後の時期が護岸築造の下限といえる。

このような条件で文献を検討してみると、17世紀後半以前で大規模な護岸を築造した記事は、太閤堤の築堤以外には見当たらない。今回の護岸遺構には、目の前にある川原石を使わず、大部分が宇治川上流の粘板岩が使われている。このためには大規模な石材供給システムがあったものと思われるが、江戸時代にこのような工事が行われていたのであれば、何かの記事に記載があるに違いない。しかしそれが見られないということは、秀吉の築堤と考えるべきであろう。

さらにそれを支持するものとして、石出しの石垣の積み方があげられる。石垣は布積みの技法が使われており、城郭の石垣の積み方としては古い段階に属するものである。

太閤堤は、今回の発見まで宇治川左岸のみに造られていたものと考えられていた。しかし川の制御は左岸のみに行っただけでできるものではない。太閤堤の主眼が宇治川の流れの一本化にあったのであれば、当然水量の増加につながり、集落の多い宇治川右岸に大きな影響を及ぼすことになる。川の制御は右岸と左岸を同時にやって初めてバランスの取れたものになる。このことから考えれば、宇治川左岸の堤防と同時に、右岸の護岸工事も行われたことは自然であろう。

第3節 宇治川太閤堤跡の周辺の地形復元

宇治川太閤堤跡周辺の地形は、第2章でも述べたように、基本的には宇治川が形成した低位段丘を、東側の丘陵部から流れ出る小河川によって解析されたものと考えられる。そして、護岸築造後、護岸の前面には大きく砂州が形成され、宇治川の流れから離れることになった。このことが今回の発見につながることになった。護岸の形態は、これまで述べてきたとおり、地点によって異なっており、これらの遺構の形態の変化が地形の違いを反映している可能性が考えられ、それがどのように対応しているのかが問題となるところである。

現状において最も地形の理解がしやすいのが、菟道と宇治の字界から南の、宇治乙方地内である。この部分は、字界の水路の北側より1.5mほど高く、低位段丘面であることが理解できる。この段丘面では、弥生時代から中世に至る時期の遺構を検出しておらず、安定した面であることが分かる。現在字界の水路をはさんで低い部分も認められるが、表土直下で礫層を検出しておらず、水路部分まで段丘面が続いているものと考えられる。この段丘面は、宇治川に面した部分はほぼ直線的につづく崖面となっていて、南方の京阪宇治駅に向かって延びている。この段丘部分の護岸形状は、小面積の調査しか行っていないため明確ではないが、石出しが崖面から直接造り出さ

れており、大規模な石積み護岸などは現状現状では確認していない。

Fig17は、江戸時代中期の成立と考えられている『宇治郷総絵図』であるが、現在護岸の前面にある砂州が形成される以前の状態を示しているものと考えられ、石出しも発掘調査で検出したものとは形状が異なるが、何カ所かで表現されている。杭や捨石などを何も使っていなかったとは考えがたいが、地盤が安定し、川との比高もあるため大規模な工事はしなかったことも考えられる。

字界の水路の北側は、発掘調査で小河川を確認しており、小河川により谷状に解析されたところにあたる。ここでは杭止め護岸が築造されていた。この杭止め護岸については多くの枷木を打ち込み、その裏側に石材を詰め、さらに前面に杭と板でそれらを押さえたものである。このような構造の護岸は、類例は見られないが、後に見られる枠工法に通じるものがあるようと思われる。つまり崩壊しやすい法面の保護という点である。砂やシルトの多い谷部であるため、背後からの湧水などにより石張りなどに耐えられず、杭止め護岸の形態をとった可能性を想定したい。

杭止め護岸の北側にある菟道稚郎子墓周辺は、陵墓の築造による地形の改変が著しく、旧地形の復元がむずかしい。陵墓が作られる以前の段階には、丸山と呼ばれる塚状の高まりがあったことは確実である。この丸山は、かつて菟道稚郎子の伝承にのっとり、宇治川で命を落とした大山守命の墓であるとか、菟道稚郎子の生母である宮主矢河枝比売の墓であると伝えられてきた。また付近にあったと伝えられる三室津を浚渫した際の残土という指摘もあった。しかし、今回の同時に行っている乙方遺跡の調査で、段丘面の川沿いの地点で古墳を検出し、丸山が古墳であった可能性が高くなってきた。周辺の調査でも、弥生時代から中世の土器が出土しており、また埴輪片と思われる遺物も出土している。そうすると菟道稚郎子墓周辺も低位段丘面であった可能性が高いものと思われる。Fig18に見るよう、菟道稚郎子墓周辺の地籍に畑が多いのもその傍証となるだろう。このため地盤が安定しており、石張りなどの施工が可能であったと考えられる。

それでは、なぜこの部分では南側の段丘面のように崖面になっていなかったのだろうか。可能性としては、菟道稚郎子墓の対岸は本来宇治川が西方に流れていた地点であり、右岸側には川岸を削り取る力が及ばなかったことが考えられる。この付近は羽戸院と呼ばれる藤原氏関係の別業の比定地にもなっている。

護岸築造後、少なくとも元禄期頃までは、砂の堆積は進行しつつも、護岸や石出しなどはまだ見えている状態であった。その後大きく砂が堆積するようになり、幕末には護岸は埋没しその前面には大きな砂州が形成される。護岸と砂州の間には、一時宇治川の分流が流れることもあったようだが、明治時代の後半にはすべてが陸化して大部分は茶畠として利用されることになる。そして護岸のラインは、里道や土地の地割として残るのみとなったのである



Fig.19 宇治郷総絵図（部分）

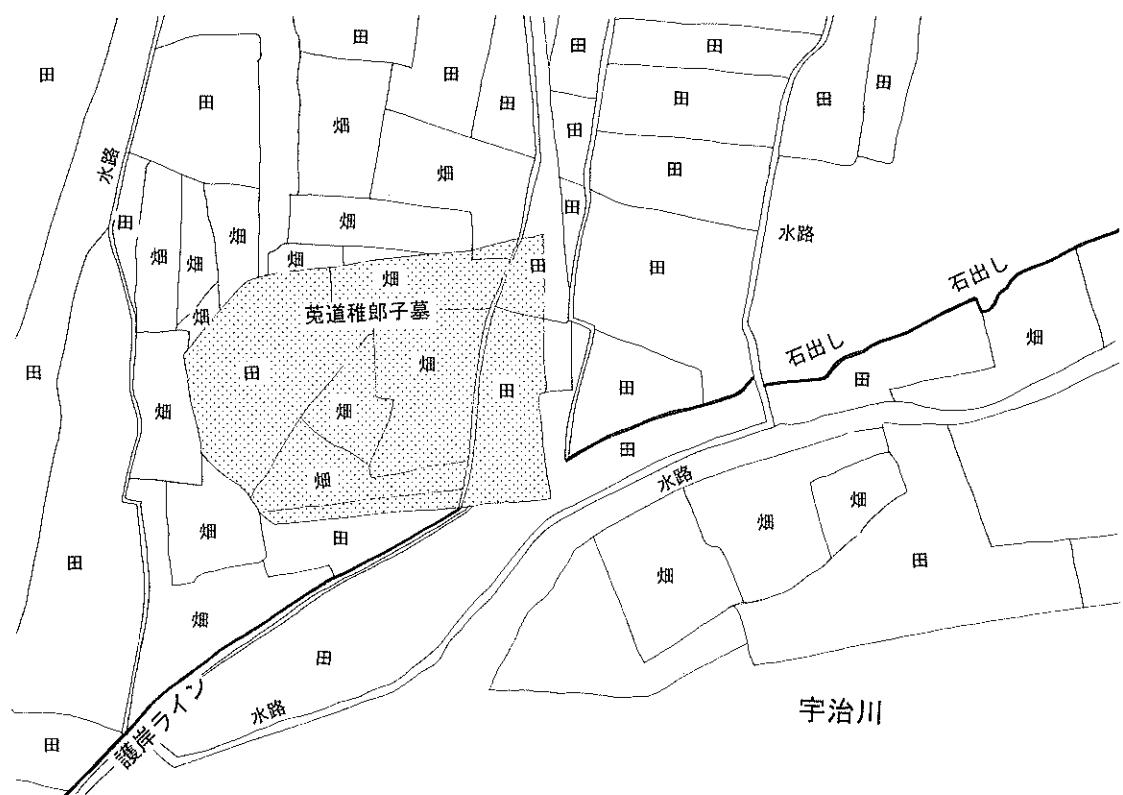


Fig.18 宇治郡宇治村大字菟道小字丸山之全図（部分・トレース）

Tab. 1 太閤堤築堤期年表

和暦	西暦	月	一般事項	宇治関係事項
天正 15	1587	5	島津義久が秀吉に降参する	
		6	秀吉がキリスト教の布教を禁止し、宣教師を京都から追放する	
		9	聚楽第が完成し、秀吉が大坂より移る	
天正 16	1588	2	秀吉、淀築城のため、人夫を徵す	
		4	後陽成天皇、聚楽第に行幸する	
		7	秀吉が刀狩を行う	
天正 17	1589	5	秀吉の子鶴松誕生	
天正 18	1590	7	秀吉が、小田原城の北条氏を降す	
天正 19	1591	閏 1	秀吉、京都の周囲にお土居を築く	
		2	千利休、秀吉の不興をかい、自害	
		3		秀吉等一行が宇治に茶摘見物する(言経卿記)
		8	秀吉が、兵農分離のための身分法令三カ条を發布する	
		8	鶴松死去	
		12	秀次、秀吉より閑白職を譲られ、聚楽第に入る	
天正 20	1592	3	肥前名護屋城が完成する	
		4	文禄の役始まる	
		8	秀吉、伏見指月に新城(隠居屋敷)普請を始める	
文禄 2	1593	8	秀頼誕生	
		閏 9	秀吉、伏見城に正式に移る	
文禄 3	1594	1	秀吉、佐久間政実らを伏見城普請の奉行とし、拡張普請を始める(本格的な城郭へ)	
		3	淀城を廃城とし、櫓などを伏見城へ移す	
		3		秀吉が、前田利家・施薬院全宗・織田有楽斎等を率いて宇治を訪れる(駒井日記)
		8	伏見城が完成し、秀吉が移る	
		8		徳川家康家臣松平家忠が、宇治川の築堤工事を秀吉より命じられ、淀堤の一部を造成、横島堤の工事を開始する(松平家忠日記)
		10		前田利家が秀吉の命により、横島堤を築く(村井重頼覚書)
			この年の暮、山城宮内少輔が奉行となり、伏見城下の町割に着手	
				この年、織田秀信が秀吉の命により、大椋(巨倉)・伏見間に新堤を築き、宇治橋を撤去し、伏見の橋に使用したという(宇治里袋)
文禄 4	1595	7	秀次、謀反の疑いで切腹	
		8	聚楽第を破却し、部材を伏見に運ぶ	
文禄 5	1596	1	毛利、小早川等の大名、秀吉の命により、淀川に新堤を築く	
		閏 7	大地震により、伏見城・向野(向島)城・方広寺大仏殿等多数の社寺・民家が倒壊する	
		閏 7	木幡山に伏見城再建工事が開始	
慶長 2	1597	1	慶長の役始まる	
		5	伏見城天守閣が完成し、秀吉・秀頼父子が移る	
慶長 3	1598	3	秀吉・秀頼父子が醍醐で大規模な花見の宴を催す	
		8	秀吉死去	

Tab. 2 豊臣秀吉土木工事年表

和暦	西暦	月	事 項
天正 3	1575	夏	近江長浜城築城、翌年完成。城下町整備。
			長浜城主時代、家臣早川長政に命じ高時川の築堤をしたと言われる。
天正 6	1578	7	播磨三木城攻略のため、周間に付城と土塁を築く。
天正 7	1579	4	信長が播磨三木城の付城普請の遣使を派遣し、6ヵ所の付城を築く。
天正 8	1580	6	因幡鳥取城攻略のため、周間に付城と鹿垣を結ぶ。本営の陣城には櫓、門、堀を備える。
			この年、黒田孝高、姫路城を秀吉に献上する。秀吉、城を改築し、三重の天守を築く。翌年完成。
天正 10	1582	5	備中高松城攻略のため、付城と水攻めのための堤防を築く。
		9	この頃までに山崎(宝寺)城を修築し、居城とする。
			秀吉、木曾川改修を行なう。
天正 11	1583	4	賤ヶ岳の合戦先立ち、賤ヶ岳付近に東野山城・賤ヶ岳砦などの付城を築く。
		9	大坂城築城開始。
		9	京都の妙顕寺を移設し、その跡地に二条第(妙顕寺城)を築く。
天正 12	1584	3	秀吉、山崎(宝寺)城の天守を壊す。
		4	小牧・長久手合戦において、徳川家康が陣取る小牧山城に対して付城を築く。
		10	秀吉、正親町天皇譲位により、仙洞御所の造営にかかる。
天正 13	1585	2	秀吉、町衆に命じ、仙洞御所の築地を築かせる。
		3	秀吉、紀州惣国一揆を鎮圧する。その際、紀伊太田城攻略時に水攻めのため、堤防を築く。
天正 14	1586	2	京都に聚楽第を築城開始。翌年完成。聚楽第付近の町整備。
		4	秀吉、方広寺大仏殿の築造を始める。
			この年、秀吉、大仏殿の余材をもって六波羅蜜寺方丈を建てる。
天正 16	1588	2	秀吉、淀城築城開始。
天正 17	1589	3	秀吉、禁裏造営を始める。
		11	小田原城征伐を開始する。
天正 18	1590	4	小田原城攻略のため、石垣山城を築き始める。(6月完成)
			この年、洛中町割を実施。
天正 19	1591	1	秀吉、この月より京都の周間に「お土居」を築く。(5月ほぼ完成)
		10	肥前名護屋城築城開始。(翌年3月に完成)
天正 20	1592	8	伏見指月に新城(隠居屋敷)の造営を始める。(翌年8月完成)
文禄 3	1594	1	佐久間政実らを伏見城普請の奉行とし、伏見城抜張普請を行なう。(本格的城郭へ)
		3	淀城を廢城とし、櫓などを伏見城へ移築する。
		3	秀吉が、徳川家康に伏見の普請を命じ、家康の家臣松平家忠が担当する。(家忠日記)
		7	秀吉、大政所菩提のため、東寺に塔を建立。
		8	徳川家康家臣松平家忠が、宇治川築堤工事を秀吉から命じられ、淀堤の一部を造成。横島堤の工事を開始。
		10	前田利家が秀吉の命により、宇治川に横島堤を築く。
			この年、山城宮内少輔、奉行となり伏見城下の町割に着手。
			この年、織田秀信が秀吉の命により、大椋(巨倉)・伏見間に新堤を築き、宇治橋を撤去し、伏見の橋に使用したという。
文禄 4	1595	4	秀吉、諸国の桜樹を徵し、伏見・向島に植え、お土居の枯竹をその柵に充てる。
		5	聚楽第破却。
		8	大洪水により、伏見支城(向島城)の工事を停止。
文禄 5	1596	1	毛利・小早川らの大名、淀川に淀堤を築く。
		2	大仏殿の立柱が行なわれる。
		2	秀吉、再び向島城の工事を開始する。
		閏7	京都、伏見に大地震があり、伏見城・大仏殿が倒壊する。
		閏7	秀吉、伏見木幡山に伏見城再建を始める。
		10	伏見新城の本丸普請が完成。
慶長 2	1597	1	伏見城の増築を開始。
		4	秀吉、京都新第の造営を着工する。(同年8月完成)
		5	伏見城天守完成。
慶長 3	1598	1	秀吉、醍醐寺の塔の修理を着手する。
		8	秀吉死去。

Tab. 3 宇治川関係年表

和暦	西暦	月	事項
文禄3	1594	8	徳川家康の家臣松平家忠が、宇治川の築堤工事を秀吉から命じられ、淀堤の一部を造成、9日、横島堤の工事を開始する。(家忠日記)
		10	秀吉が、前田利家に宇治川の流路付替えと築堤を命じる。(村井重頼覚書)
			この年、秀吉の命令により、織田秀信が大椋(巨椋)・伏見間に新堤を築造し、宇治橋を撤去したという。(宇治里袋)
文禄5	1596	1	秀吉が、毛利輝元・小早川隆景らの諸大名に命じ、淀川に新堤を築かせる。
慶長4	1599		この年、徳川家康の命令により、山口正弘・修弘父子が宇治橋を架橋したという。(上林春松家文書・通円家文書)
慶長16	1611	6	幕府が、山城諸河川の堤防修築を京都所司代に命じる。
慶長17	1612		この年、宇治郷・横島間の宇治川左岸堤防が完成して地続きとなつたため、その間にあつた大川の渡し舟が廃止されたといわれる。(上林春松家文書)
慶長19	1614	6	大雨のため、宇治川筋で洪水が起り、伏見・六地蔵が浸水する。(義演准后日記)
		7	京都所司代が、洛外の村々に堤の修復を命じる。
		11	將軍等が、持筒3挺・槍100本・弓2挺の軍備で二条城を出発し、伏見・小倉堤・小倉橋・寺田・木津を経由して奈良に向かう。(徳川実紀)
慶長20	1615	1	京都所司代が、洛外の村々に堤の修復を命じる。洛南の村々に向島堤の修復を命じる。
		夏	上方代官上林政信が「大和路の堤」の普請奉行に任じられる。(寛政重修諸家譜)
			この年、横島領宇治川筋で築き留めがあり、それ以降新田ができる。(上林牛加家文書)
寛永12	1635	9	伏見奉行小堀政一が、幕命により五畿内・近江の収穫と堤防を巡視する。
慶安3	1650	9	先月29日以来の大雨により、山城・近江・美濃・伊勢の各國の堤が崩壊し、大きな被害が出る。
万治3	1660	8	大風雨のため、宇治・淀堤が破壊され、木津川大橋も流失する。(徳川実紀・続史愚抄)
天和3	1683	6	幕府が、畿内河川堤の修復を計画し、山城と河内の水路巡察を、河村瑞賢に命じる。
宝永4	1707	10	大地震により、宇治川・木津川の堤が大破する。(竹橋余筆)
正徳2	1712	8	大風雨のため、宇治川筋に洪水が起り、小倉堤6ヶ所が破堤する。(徳川実紀・月堂見聞集)
正徳4	1714		宇治郷における山川堤修復・川除普請の費用が、百姓の負担とされる。(上林家前代記録)
享保18	1733	2	向島村が宇治川筋の雲雀島・源兵衛島・大島・与五郎島の田地縁りの築堤を出願する。(片山宗太郎家文書)
享保20	1735	6	大鳳寺村が洪水に襲われ、螢橋・善五郎堤・久太郎堤が破損し、田畠が冠水する。(智積院文書)
		10	岡屋村宇治川筋の堤が、強すぎる水勢のため決壊したままとなっていたが、近衛家が翌春の普請を約束する。(片山宗太郎家文書)
元文元	1736	8	22日、夜半から翌朝にかけての大雨のため、大鳳寺村の堤が切れ、田地が水没する。(智積院文書)
		10	岡屋村が、宇治川筋堤の増強普請許可を京都代官川方役人に出願する。(片山宗太郎家文書)
元文2	1737	6	幕府が、宇治・桂・木津・淀などの各河川の管轄を改め、宇治川を伏見奉行所支配とする。(徳川実紀)
延享4	1747	8	8月19日の宇治川筋及び木津川筋の洪水に続いて、28日も洪水となり、巨椋池周辺の堤が各所で切れる。(山田賀胤家文書)
宝暦3	1753	6	上林味卜が、屋敷裏手にある堤の修復金援助を、京都町奉行に申請する。(上林味卜家文書)
宝暦5	1755	6	大鳳寺村の年貢納入方式が定免制となり、これにともない大鳳寺村では古川堤の築留の実地見分、領主の智積院へ願い出る。(智積院文書)
		8	京都東町奉行が、宇治橋及び6ヶ所の小橋と石垣の修復について、請負人年季内及び宇治橋普請時の修復は幕府の負担で行なう旨の通達を出す。(上林家前代記録)
宝暦6	1756	9	16日、宇治川で洪水が起り、宇治橋・橋姫社などが流失、浮島十三重石塔が倒壊、興聖寺門前の道路が崩壊し、觀流亭・望橋亭なども流失、また横島村大曲付近の堤防が切れる。(宇治上神社文書・興聖寺文書・近衛家文書・慶弘紀聞・留日記・泰平年表)
		10	この月より12月まで、先月の洪水で破損した宇治川筋の堤が修復される。(上林家前代記録)
宝暦7	1757	3	宇治川筋の洪水により、古堤が破損し、8月に修復を終える。(上林家前代記録)
宝暦8	1758	12	幕府が諸国河川浚渫及び堤防の修復に関し、方規を制定する。

和暦	西暦	月	事 項
明和 2	1765	7	5日、前夜来の大雨により、横島村の表堤が切れ、また大鳳寺村でも宇治川・山川筋の大水で田地が冠水し稲も草も見えない状態となる。(角田博一氏所蔵文書・智積院文書・上林家前代記録・市役所文書・上林味卜家文書・興聖寺文書)
		7	洪水で被害にあった上林味卜が、屋敷・堤修復のため茶頭取上林久嘉・政郷と肥後細川藩に茶料前借を要請する。(上林味卜家文書)
明和 3	1766	1	幕府が村高100石につき10両宛の五畿内国役銀を徴収し、前年の洪水で破損した宇治川堤などの修復事業を行なう。(上林味卜家文書)
		2	幕府が長州など9藩に普請役を命じ、美濃・伊勢・甲斐の各國の堤防を修理させる。
		12	前年の出水による決壊堤の普請料として、枕木代・古俵代・蛇籠代・人足賃等を、大鳳寺村が領主智積院へ請求する。(智積院文書)
明和 8	1771	7	宇治川堤が切れ、宇治橋西詰の上林味卜家の門が流失する。(市役所文書・上林家前代記録)
安永 2	1773	7	6月19日について、11日再び洪水があり、宇治川筋はじめ各河川の堤切れなどにより宇治地方一帯の田畠が冠水する。宇治郷西岸の町方でもおよそ90戸が浸水被害を蒙り、のちに水害防備のため、代官所から西岸低面部の水除築工が命じられる。(片山宗太郎家文書・市役所文書・興聖寺文書)
安永 3	1774	12	大鳳寺村が、前年の堤切れ普請入用費のうち銀130匁を下付される。(智積院文書)
安永 5	1776	3	宇治郷が平等院鈞殿前の宇治川左岸に築堤を願い出したことにより、五ヶ庄・木幡・六地蔵など下流10ヵ村との争論が起こり、7月に解決する。(市役所文書)
		春	五ヶ庄岡屋御殿前の宇治川堤が修繕される。(片山宗太郎家文書)
		12	大鳳寺庄村屋彦八郎らが、堤普請入用銀の醸出を願い出、領主智積院が銀445匁を支払う。(智積院文書)
天明元	1781	8	宇治川・木津川・桂川・加茂川・淀川・神崎川・中津川・大和川など大川筋普請銀として、村高100石につき銀9匁6分7厘の役銀を各村に課すことを、幕府が触れる。(片山宗太郎家文書)
天明 2	1782	7	宇治川洪水により横島堤が決壊し、興聖寺の寺地薙場など浸水する。(興聖寺文書)
天明 4	1784	11	五ヶ庄岡屋村が困窮を理由に、領主近衛家の要求する新堤普請人足の醸出を断る願書を出す。(片山宗太郎家文書)
寛政 8	1796	1	幕府が東海道筋の河川浚渫・堤防の修復を命じる。
享和 2	1802	6	宇治川筋に洪水があり、宇治町が浸水し、岡屋村の西田堤が数ヵ所で崩壊、また大鳳寺村でも山川堤が切れ、数町歩の田圃が冠水する。(智積院文書・片山宗太郎家文書・上林味卜家文書・上林道庵家文書・興聖寺文書・三室戸寺文書)
		9	智積院が大鳳寺村に、6月洪水の破損箇所修復入用銀の約半額4貫500匁を3年に亘って与える旨を通知する。(智積院文書)
文化元	1804	8	宇治川の大洪水で、興聖寺前の馬場道筋が破損する。
文化 4	1807	5	宇治川洪水により、興聖寺門前の石垣が流失し、宇治郷も浸水被害を受ける。また岡屋村の西堤2ヵ所が切れ、街道筋が破損する。(片山宗太郎家文書)
文化 7	1810	9	幕府が諸国に河川の浚渫を命じる。
文化 12	1815	6	宇治川筋に洪水があり、通円家は床上浸水、三室・大鳳寺両村の谷川が破堤して、宇森本・丸山付近が冠水し、また岡屋村でも田地が冠水する。(智積院文書・片山宗太郎家文書・三室戸寺文書)
		9	巨椋池畔で洪水があり、伊勢田村遊田・浮面などで堤が切れ、杭・土俵を用いて水留めを行なう。(北川半兵衛家文書)
文政 4	1821	4	伏見奉行が宇治川筋を巡見する。(三室戸寺文書)
		11	大鳳寺庄村屋市十郎らが、文化12年の洪水後の普請によって、川・堤敷地となった田地の年貢減免を領主智積院に願い出る。(智積院文書)
文政 10	1827	8	大鳳寺庄村屋三郎助らが、先に奉行所が発令した宇治川上流の川渓えを、下流への土砂流出や川床上昇を理由として、延期してもらうよう領主智積院に願い出る。(智積院文書)
文政 13	1830	7	山城地方に大地震が起こり、宇治川堤が崩れて菟道丸山の水車が破損する。(興聖寺文書・三室戸寺文書)
		7	大鳳寺村で宇治川筋と山川筋の堤が切れ、4町4反4畝の田地が浸水する。(智積院文書)
		7	大風雨により上林味卜家が浸水し、大破する。(上林味卜家文書)
天保 2	1831	3	京都町奉行・京都代官・伏見奉行らが、宇治川筋の国役普請場を検分する。(三室戸寺文書)
天保 3	1832	6	六地蔵で洪水が起こり、石橋・石垣・道などが破壊される。8月にはこれを修復するため、伏見奉行より銀1貫500匁を借用する。(清水孝男家文書)
天保 5	1834	4	伏見奉行が宇治川筋を巡見、萬福寺・三室戸寺などを訪れる。(三室戸寺文書)
天保 6	1835	5	中旬、大鳳寺村で洪水が起こり、田地が浸水する。(智積院文書)

和暦	西暦	月	事 項
天保 7	1836	7	大雨により、宇治川・木津川が増水、通円前袋町で溢水し、淀川筋の通船が欠航する。(三室戸寺文書)
天保 9	1838	閏 4	大雨のため、宇治川・木津川が増水し、六地蔵・宇治橋付近で浸水する。(三室戸寺文書)
天保 10	1839	4	伏見奉行が宇治川筋を巡見する。(三室戸寺文書)
天保 12	1841	6	大鳳寺村に洪水の被害が生じ、この月、庄屋らが浸水のため、植付不能で難儀している旨を智積院届け出る。(智積院文書)
弘化 3	1846	7	大風雨のため、宇治川・大池が氾濫して伊勢田・横島などの田地が浸水する。(教栄寺文書・来迎寺文書・興聖寺文書・明大池尾村文書)
嘉永元	1848	6	大洪水が起こり宇治橋が流失し、東笠取・西笠取・大鳳寺の各村では田地の浸水・堤防切れなど大きな被害が出る。(北浦莊一郎家文書・智積院文書・村上照也家文書・続徳川実紀・上林牛加家文書)
		8	大風雨のため、宇治郷・伊勢田・大鳳寺・西笠取・東笠取・横島などの各村に大洪水が起こり、居宅・田畠が浸水し、大きな被害が出る。(上林道庵家文書・上林牛加家文書・上林味卜家文書・北川半兵衛家文書・教栄寺文書・智積院文書・村上照也家文書・辻宗二郎家文書・興聖寺文書)
嘉永 3	1850	7	大風雨のため、宇治郷で寺院が破損し、また伊勢田村では田地が浸水する。(教栄寺文書・興聖寺文書・北川半兵衛家文書)
		9	大風雨のため、横島村の堤防が40間にわたって決壊し、同村田地が被害を受ける。(興聖寺文書)
嘉永 4	1851	3	小倉村が堤などの普請のため、茶園地1町6反7畝を抵当に、金80両を宇治代官より借用する。(池本甚四郎家文書)
嘉永 5	1852	7	大雨により宇治川・折居川が氾濫し、また大池表でも洪水が起り、宇治郷・横島・小倉村の各所が浸水する。(上林牛加家文書・北川半兵衛家文書)
		7	宇治川の増水で、岡屋村付近の宇治川堤が切れ、およそ銀2貫250匁の経費を要して12月に修復される。(片山宗太郎家文書)
		8	7月22日に起こった大鳳寺村山川筋の出水について、庄屋武兵衛らが破堤の見分を願い出る。(智積院文書)
嘉永 6	1853	5	折居川が氾濫し、字半白付近が浸水する。また大池堤でも2ヶ所が切れる。(上林牛加家文書・北川半兵衛家文書)
嘉永 7	1854	7	大雨のため大鳳寺村で大洪水が起り、田地が浸水する。(智積院文書・三室戸寺文書・上林牛加家文書)
安政 2	1855	8	大風雨により南山城一帯に大被害が発生し、宇治川では大曲付近の堤や岡屋村西田堤7ヶ所などが決壊し、各所が浸水する。(片山宗太郎家文書・興聖寺文書・北村友三郎家文書・上林牛加家文書)
安政 3	1856	10	京都所司代が、豊後橋・横島堤経由で宇治筋を巡見する。(上林春松家文書)
安政 4	1857	7	大風雨のため、岡屋村で民家が破損し、大鳳寺村では堤が3ヶ所切れ、田地が浸水する。(片山宗太郎家文書・智積院文書)
		8	大雨のため、大鳳寺村で堤が3ヶ所切れる。7・8月両度の洪水被害のため、堤の修復費用に銀1貫余を要する。(智積院文書)
		9	大久保村庄屋らが、大池洪水による逆流被害のため、検見指出目録を淀藩に提出して年貢の免除を申請する。(北村友三郎家文書)
慶応元	1865	閏 5	大風雨のため大池が氾濫し、宇治郷半白・樋尻・切戸・小桜付近が浸水する。(留日記)
慶応 2	1866	6	宇治川・大池で洪水があり、宇治郷・小倉村などで浸水する。(留日記)
		12	大久保村が狐塚の堤切れ11間半などの修築工事人足974人分の手当決算を行なう。(北村友三郎家文書)
慶応 4	1868	5	豪雨により、淀川・宇治川・巨椋池などが決壊し、小倉村が浸水、「お釜切れ」と呼ばれる。(京都府史・奥山政一家文書)
明治元		11	新政府が治河使を置き、徳大寺実則らを淀川・木津川などに派遣する。
		12	新政府と淀藩が木津川の付替工事に着手し、明治3年1月に竣工する。
明治 3	1870	9	のちに「六助切れ」と呼ばれた洪水で横島堤が切れ、宇治橋西詰の橋姫社が流失する。(木下利三郎家文書・郷土)
明治 6	1873		この年、オランダ人土木技師ファン=ドールンが淀川流域を視察し、さらにデレーケらを加えて全体測量を始める。(淀川百年史)
明治 7	1874	7	京都府がオランダ人技師デレーケ内務省顧問を招き、宇治川と木津川の砂防工事の調査を始める。(京都府誌)
明治 8	1875	6	デレーケらの指導により、淀川に5尺の水深をもたせるための修築工事が始められる。(淀川百年史)
		9	淀川護岸工事のため粗朶が使用される。(府庁文書)
明治 9	1876	7	デレーケ技師が、意見書「宇治川修繕目論見」を内務省に提出する。(淀川百年史)

和暦	西暦	月	事 項
明治 11	1878	1	デレーケの調査にもとづき、京都府が宇治川と木津川の砂防工事を行なう。(京都府誌)
明治 16	1883	6	横島村民が、宇治川堤防1千余間を村費により石堤に改築する旨、京都府に出願する。(京都滋賀新報)
明治 18	1885	7	台風により、宇治川堤防が決壊し、巨椋池を中心に山城全城が洪水の被害を受ける。(日出)
明治 22	1889	8	三度にわたる台風の襲来で淀川流域全体が洪水となり、宇治川・巨椋池周辺も大被害をこうむる。(日出)
明治 23	1890	7	24日、淀川の粗朶工事が原因で田畠が浸水するため、沿岸各村の有志が北垣京都府知事に粗朶撤去を請願する。30日、田辺朔郎京都府技師らが淀川沿岸を巡視する。(日出)
明治 24	1891	10	濃尾大地震により、宇治・久世両郡で家屋被害3戸、道路亀裂676間、堤防亀裂604間の被害が出る。(日出)
明治 26	1893	10	宇治川などが出水し、山城地方に大きな被害がでる。(日出)
明治 28	1895	6	豪雨により、宇治郡六地蔵以南の全村が浸水する。(日出)
明治 29	1896	1	淀川・宇治川などの増水で、六地蔵・横島村などが浸水する。(日出)
		6	河川法案にもとづき、瀬田川から淀川河口までの工事施行が告示される。
明治 32	1899	9	淀川などが決壊し、山城・丹波地方が水害をこうむる。(日出)
			この年、三川合流点の整備工事が始まる。
明治 33	1900		瀬田川の浚渫工事が着工される。(淀川百年史)
明治 36	1903	7	梅雨豪雨で淀川流域が改修工事着工以来初の洪水に襲われ、宇治川新築堤防も淀付近で決壊する。(日出)
明治 37	1904	11	瀬田川洗堰が完成する。
明治 39	1906	4	久世郡御牧村の大池水路が締切られ、巨椋池と宇治川が分離する。(淀川百年史)
		8	宇治川左岸堤防の改築を、宇治町長・横島村長・向島村長らが知事に陳情する。(日出)
明治 40	1907		この年、宇治川・葛川合流点の隔流堤の工事が始まる。
明治 41	1908	8	淀川堤防を増築するため、横島村地内の堤防占用許可を取り消すことが決まる。(日出)
		12	宇治川発電所第1期工事が着工される。(宇治電之回顧)
明治 42	1909	5	宇治川改修工事が始まり、翌年3月末に竣工する。(京都府誌)
明治 43	1910	6	淀川改修工事の京都府下部分が完了し、巨椋池が淀川から切り離される。
明治 44	1911	4	横島村・向島村連合で行なった淀川堤防改修工事の竣工式が行なわれる。(日出)
大正 7	1918	7	淀川改修増補工事が始まる。
		9	降雨による宇治川の増水で、六地蔵・木幡の宅地や田畠が浸水する。(日出)
昭和 5	1930	10	淀川改修増補工事が竣工し、三川合流点が現在の形に変更される。
昭和 7	1932	7	7日からの豪雨で宇治川・巨椋池沿岸が浸水する。(大朝)
		10	巨椋池干拓の埋立場所・面積などを府知事が告示する。(日出)
昭和 8	1933	1	巨椋池の干拓工事が農林大臣によって正式に承認される。(日出)
		6	巨椋池干拓工事の起工式が、伏見区向島小学校で行なわれる。(日出)
		9	巨椋池干拓国営工事のうち、排水機場設備工事が始まり、翌年9月完成する。(巨椋池干拓誌)
昭和 10	1935	6	巨椋池干拓工事のうち、用水工事が完成し、通水式が行なわれる。(巨椋池干拓誌)
昭和 15	1940	3	巨椋池干拓工事の国営事業部分が終わり、完成式が行なわれる。(日出)
昭和 16	1941	11	巨椋池干拓工事の竣工式が、小倉小学校で行なわれる。(大朝)
昭和 23	1948	11	巨椋池干拓地のための宇治揚水施設工事が始まり、26年3月に竣工する。(巨椋池干拓誌)
昭和 26	1951	7	南山城一帯を豪雨が襲い、巨椋池干拓田のほとんどが冠水したため、宇治・久世地方で1万2千石に及ぶ米の被害が見込まれる。(京都)
昭和 28	1953	6	台風2号の雨により市内の田畠113ヘクタールが冠水する。(宇治市地域防災計画)
		8	14日夜半から南山城地方に豪雨が襲い、宇治・久世地方では隱元橋や家屋2棟が流失、名木川堤防も決壊する。(京都)
		9	台風13号の豪雨により、天ヶ瀬橋・喜撰橋などの市内36橋梁が流失、宇治川が決壊して2,200戸が全半壊・流失・浸水する。(京都・宇治川防災計画)
昭和 34	1959	8	京都府下全域が豪雨に襲われ、市内でも木幡地区など400世帯が浸水し、農地にも大被害をもたらす。(京都)
		9	伊勢湾台風により木幡地区などが浸水する。(京都)
昭和 35	1960	7	西日本を襲った集中豪雨のため、宇治・久世地方でも床下浸水196戸、水田冠水114ヘクタールなどの被害を受ける。(京都)

和暦	西暦	月	事 項
昭和 36	1961	4	横島町大曲の宇治川左岸工事が完成する。(京都)
		6	集中豪雨で六地蔵・木幡地区の家屋が浸水し、宇治・久世地方で1,450ヘクタールが冠水する。(京都)
		9	第二室戸台風により、市内の重軽傷者69名、被害家屋は全壊を含めて6千戸を越える。(市政30年誌・京都)
昭和 37	1962	2	中旬、宇治市桜井池の宇治川両岸護岸工事が完成する。(京都)
		10	天ヶ瀬ダムの定礎式横島町六石山で行なわれる。(京都)
昭和 39	1964	11	天ヶ瀬ダム完工式が行なわれる。(京都・天ヶ瀬ダム建設誌)
昭和 40	1965	9	台風24号で宇治川が逆流し、木幡・六地蔵の民家409戸が浸水、宇治・久世地方で2億3千万円の被害がでる。(京都・市政30年誌)
		10	近畿地建が宇治川右岸の築堤工事を開始する。(京都)
昭和 42	1967		この年、宇治川右岸の築堤工事が完成する。

【家忠日記】

【文禄三年八月八日条】

(甲)

八日、寅、□ 淀堤つき候、
淀堤つき候、

(廿六日)
□申、壬 同普請候、普請奉行振舞候、
□より雨降
□木島川せき道具用□

(真)

【文禄三年八月九日条】

九日、卯、乙

淀堤出来、眞木嶋へ人敷越候、京へふるニ越候、燒主牧右馬、くしもと法安へこし
候、樽代百疋、布十端、

【文禄三年八月廿三日条】

(己)

廿三日、巳、□ 同普請候、又伏見御城□ よしハラニ堤あたり候て、各見ニシ候、

【文禄三年八月廿五日条】

廿五日、未、辛 真木嶋又あたり候、